

令和 5 年 第 3 回定例会

## 決算審査特別委員会会議録

(令和 5 年 9 月 15 日)

世羅町議会

## 決算審査特別委員会

- 1 日 時 令和5年9月15日 9時00分開議
- 2 場 所 世羅町役場議場
- 3 出席委員 松尾陽子（委員長） 藤井照憲（副委員長）  
高橋公時 上羽場幸男 上本 剛 矢山 武  
向谷伸二 徳光義昭 久保正道 山田睦浩
- 4 委員外議員 米重典子（議長）
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明員  
町 長 奥田正和 副町長 金廣隆徳  
会計課長 山崎誠 総務課長 広山幸治  
財政課長 矢崎克生 企画課長 升行真路  
税務課長 藤井博美 町民課長 道添毅  
子育て支援課長 山名智並 健康保険課長 宮崎満香  
福祉課長 小林英美 産業振興課長 垣内賢司  
商工振興係長 官丸尚大 観光振興係長 飯塚安生  
建設課長 福本宏道 上下水道課長 市尻孝志  
せらにし支所長 前川弘樹  
教 育 長 早間貴之 学校教育課長 平尾浩一  
社会教育課長 荻田静香
- 7 事務局職員 事務局長 黒木康範 主 査 追林威宏  
嘱託書記 貞光有子

(起立・礼・着席)

○委員長(松尾陽子) 只今の出席委員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

### 【決算審査：公営企業会計】

昨日に引き続き、審査を行っていきたいと思います。

公営企業会計の(上水道事業・公共下水道事業)の2会計について、一括して質疑を行います。

なお、決算書は別冊となっております。

質疑はありませんか。

▼【高橋委員：「分けたほうがいいんじゃないですか。」】

○1番(高橋公時) 委員長、上水は上水、下水は下水で分けてください。

○委員長(松尾陽子) ただいま、上水道事業と下水道事業を分けて質疑をしてほしいという申出がありました。いかがいたしましょうか。

[ 「異議なし」の声 ]

異議なしというお声がありますので、それぞれ上水道事業と下水道事業に分けて質疑を行いたいと思います。

では初めに上水道事業について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 上羽場幸男委員。

○2番(上羽場幸男) 決算書8ページ ここに剰余金の処分計算書というのがあります。この剰余金8億9074万8980円になりますね。当期末残高、一番上の欄、この処分をどのようにしようとお考えですか。

○委員長(松尾陽子) 上下水道課長。

○上下水道課長(市尻孝志) おはようございます。お答えいたします。

剰余金の処分につきましては令和4年度決算報告書の取り扱いとして企業団本部から総務省のほうへ確認をしていただきまして、水道事業廃

止のときの決算事務は県及び市町、世羅町ですけれども、決算については行うという回答で、令和4年度の決算については世羅町長への提出と監査委員による審査、議会の認定を行うとされますけれども、それ以降の令和5年4月1日に剰余金の承継を受けた広島県水道広域連合企業団及び議会においてその後の処分の決定を行うことが適当ということでございますので、ここの8ページの建設改良積立金の積立というところの項目に8億9000万円入れておりますけれども、これについては企業団において世羅町のために区分会計として会計処理をされますので、世羅町のために使われるものとして考えております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 今ですと、企業団に持って出るということであります。ただ、この剰余金が発生するというのがわかったのはいつですか。昨年予算の段階で特別利益19億というものを挙げていらっしゃいます。それ予算の段階。決算になりますと9億9524万4000円というものが特別利益で挙がっておる。過去の決算を見ると9億くらいの剰余金が出るというのは当然わかったはずですが、その時点での処分をなぜ企業団のほうへ聞いていかないといけないのか。令和4年度内の話ですから、それをなぜ議会も含めて、そこへ示されなかったのか。今、課長がおっしゃったんでいくと、今さらもう持って出たんだからどうしようもないよというような表現をされてますけれども、それ以前の問題じゃないですか、それは。剰余金が発生するというのは当然予想できたこと。それが100万、200万の世界じゃないですね。約9億、そういったものを簡単に処理できると思いませんか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。未処分剰余金につきましては、これまで企業債の償還に対する一般会計からの繰入れに関する収益化ができてなかったのを今回特別利益として約9億9000万円計上したことが今回大きく金額としては出ておりますけれども、資本剰余金である利益剰余金の処分につきましては、失礼いたしました、この剰余金につきましては、元々世羅町の今後の設備投資に使うというものでございますので、これにつきましては、それを引継ぐ企業団のほうに行く

ということは協議をしながら進めてきたところでございます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 剰余金の処分はどういう形で決めなければいけないということはお存じですか。決算認定をされれば剰余金、それは認定の範囲内でできるというふうにお考えですか。もし担当課長でおわかりにならないのなら、町長、副町長、どのようにお考えですか。というのがですね、これはもうわかっていたことを見過ごしてきて、やっと年度を超えて、「ああ、これはもう世羅町のほうへ戻すことはできません」という答弁を昨日もされました。それは結局怠慢ですよ。何にも仕事してなかったということですよ。もう1年以上前からわかっていたことを何もしなかったんです、あなた達は。それは要は町民の財産を自由に使えないようにして水道部門にだけ持っていったということです。どうでしょう。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 自由に使える財産をとということでございましたけれども、資金の構築につきましても、減価償却を行ってまいりまして蓄積されたものでございまして、町のほうへ返すというようなものではございませんので、そういった蓄積されてきた資産として次のものを構築するための準備と言いますか、設備投資に使うものとして考えております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 昨日も散々その答弁は聞きましたけど、私は建設、水道の関係に使ってはいけんと言よるんじゃないんですよ。ただ企業団に持って出たときに、県の企業団、言葉には出てこんかもしれないけど、そういうお金を持って出るのは小さな市町ではないですよ。いろいろ資料見てみますと。10億に近いものを平気でそこへ一緒に組み入れるということは今のところ恐らくないと思います。それはよその水道の会計にしても、水道、非常に大事なものですから、それをやっていくというのは皆、わかっている。昨日、町長のご答弁にありましたけど、積立てておかないと交付金が取れんのだよというような発言がありましたけど、こういうことは本当にありますか、ないはずですよ。こういうこ

とはね。積立てはどこにしてもいいんですよ。別に水道の中にしてなくても、町の財源の中に基金として持っていればいいことであって、いったん持って出てしもうたものはもう取り返しがつかんから、あとから町の裁量でできるように町の中に残すべきなんです。だから今日のこの処分も 8 億 9074 万 8980 円、これは町のほうへどうしても残してください。そういうことです。いろいろ工事をせないけんのんで、積立てが必要。それはどこにあってもいいじゃないですか、別に。事業団の中にはないといけないというものではありません。どうですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えします。ただいまの質問の中で他の市町と比べて金額が多いということで、そこまでしてない市町もあるんじゃないかということと、世羅町については多額であるというお話があったと思いますけれども、設備の更新をどのタイミングでしているかというところもございますし、設備の数がどうかということもあるので、それにおきましては世羅町としては次の設備更新に当てるということでこの金額となっているというふうに理解しております。

○委員長（松尾陽子） 1 番 高橋公時委員。

○1 番（高橋公時） ちょっと補足で、私も広域水道企業団の議員として会議に出させていただいているところもありまして、平たく言えば、世羅町もこれに参画して、黒淵の浄水場、この 8 ページの 8 億 9000 万について言ってますから、一般質問ではありません。その前段の話しで言ってます。黒淵とさかえ浄水場、この 2 つを残し管でつなぎ、その財源であるお金を合併することによって 3 分の 1、大きく数億円、5 億、6 億くらいですかね、そういったお金を持ってくるというような、大枠の話です。そういうことを世羅町も参画することによって成し遂げられると。同僚議員のほうから質問があったように、じゃあ、他の 14 市町の会計がどうなのかということで、私も見させていただきましたがけれども、規模によって違いますけれども、神石高原とか大崎上島なんかは数千万単位です。大崎なんかは島ですから 2000 万そこそこしか持ちよるお金はなかった。神石に至ってもたぶん 6000 数百万だったと思います。ほかのところを見ても府中市とか、庄原市を見たとしても、世羅町のほうがか

なり高額の金額を持って持ち寄っていると。私も当時説明を受けたのが、先ほど来、副町長も昨日答弁されましたけれども、担当課長もされましたが、このお金を持って世羅町にしか使わないと。これは当然のことだと思います。しかし先ほどから同僚議員が申していますように、これまでは世羅町直轄の上水道企業ということですので、世羅町のほうでいくらでもできていましたけれども、企業団設立になった場合は、企業団設立のとき我々も議決しましたけれども、そのすべてを承継すると。財産も。そういった文言でありました。それまでに監査意見書にも出ていますように、助言があったわけです。なぜそれをしなかったのか。そこが非常に先ほど来言われているように怠慢ではないかと。1回企業団から、今度は変わりますからね。企業団が会計していくんですから、世羅町は自由にできませんよ。そこで建設改良費もこれまでのような考え方の積み増しでなく、1回引上げて一般会計のほうで持つておく。もちろん基金積立てることによれば今度取り崩すときは議決がいきますから、議会にかけていただかないといけない。そういう段取りを経て1回戻す。たとえば6億、7億戻せば、今度は基金の中で基金運用もできますよ。そういったところも考えながらなぜしなかったのか。今、企業団に置いておってもどうもできないじゃないですか。そういった点も踏まえてどういうお考えがあってこのようにしておったのかということをお伺いします。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） ご質疑に答弁申し上げます。現在の決算書にあります剰余金につきましてははいったん町へ保有をすべきではないか。その手続きについていかなる考えを持っていたのかというところでございますが、まずこの剰余金につきましては公営企業会計の性格といいますか、この設立の形、運営の形としましては現在までの整備してきたものの減価償却にあたりますものは、その支出から控除され、その現金が動かない減価償却の金額が反映されるものが剰余金として積み上がってきているものでございます。この剰余金につきましては、将来的な、またこれから先の施設整備を更新していくための資金であります。そのために公営企業法なり、公営企業の形としてその者がずっと保有をし、その更新にあたって支弁をしていくという性格のものであります。14市町ご

ざいますが、それぞれのなかにはすでに更新を終え、減価償却に関わる引当金を使用するなかで統合に至られたところが多くございます。世羅町につきましては施設更新を見定めるといいますか、この間大きなものは行っておりません。したがって減価償却に関わるものが積み上がっている、保有をしているというものでございます。いずれ形はどうか、その減価償却、施設更新に関わるものはその企業団会計の中で賄う支出として使用されるものであります。その状況を見ながら企業団に承継をし、なお区分会計の中で、世羅町の先ほどもご示唆いただきましたけれども黒淵、また浄水場を再編し、将来にわたる水道基盤をこの企業団において確実に、また円滑に進めていくためにこの承継を行うものでございます。区分会計によって世羅町のために世羅町にその費用を支弁していただくということはこれまでも確認をしてきたところであり、堅持、また不変のものとして取り扱っていただくことで、この資金承継を行うものでございます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 今の副町長の言葉、もう何回も聞きました。聞き飽きました。先ほど一つ前に私が質疑した答弁をいただけてませんね。剰余金の処分というのは議決をしないとイケないということを申し上げているはず。それをなぜしなかったか。わかった時点で企業団に持つて出る前に町の議会の中で議決をしないとイケなかったはずなんです、そこについてまだ答弁をいただけてないと思いますが、いかがですか。いつわかったのかも含めて答弁をいただけておりませんけれども。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 剰余金の処分の議決の件でございしますが、決算書を作成していくうえで、その内容が確定してきたところでございます。決算書の作成が3月で会計年度が終わりました、それから5月31日に提出をさせていただいているわけでございますけれども、その間で把握ということと、あとは先ほどから何回も申し上げて申し訳ないんですけれども、総務省のほうの確認として議会の議決については、この決算書のほうには掲載はしていただけますけれども、剰余金の処分については承継を受けた企業団及び議会で決定されると。

▼【上羽場委員：「同じ答弁やめてもらってください。全然、同じことです。言っていることは。」】

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 先ほど副町長ご答弁いただきまして、前も同じ答弁であったんですけれども、そのことを聞いている。言われていることはごもつとも。私もその説明を企業団議員として聞いておりますから、そうです。そうでなくて、今の8億9000万に対しての監査意見で都度言われてますよね。なぜ1回町に戻さないのかと。これを聞いているんですよ。私も今、言われたように建設改良費として直営でやっていたといえますか、上下水道として世羅町がやっていた企業団になる前はその考え方でいいんだというのは理解しています。積んでいかないといけないと。建設改良費として。先ほど言ったように、ほかの市町ではすでにそれをもう行って金額が低く、統合に至ったところは、現金をそれだけ持ってないんですよという説明も理解できます。じゃあ、いざ企業団と一緒にしろと聞いたときに、そういった建設改良費を積み立てているものを監査意見書にあるように1回町へ繰り戻そうと。基金へ積もうと。いるときにまた出そうと。今度は企業団が経営するようになりますから、そのまま繰り出していたものは企業団の財産として持っていくような感じになるわけですよ。でも事業はするから安心しろと言っても、じゃあ、世羅町が持っていてもいいんじゃないかと。そのように監査委員は言っているわけなんですと。なんでそっちで持つておかずに、1回こっちに入れようと。そういう作業を指摘されているのにもかかわらず、しなかった理由、これはなぜなのかをお伺いします。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。公営企業会計のほうから世羅町のほうへ戻すということにつきましては、そういうふうな手続きが取れないというふうに思っております。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 監査委員が指摘した意見というのは全部違うと。こんなことはできないんだと。ひとりよがりの意見書だということですか。この8億9000万円は。見当違いだということですか。はっきり言っ

てください。

▼【高橋委員：「見当違いというのは言い過ぎですけど。」】

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。公営企業会計の制度、枠組みによるものがございます。特別会計につきましてはその会計の運営状況で剰余金が出れば、会計を別にすべきものの会計制度でありますので、町にこれは返していただくという形であります。

公営企業会計についてはその公営企業の枠組み、公営企業の存続の形として、先ほどと答弁が重なりますけれども、存続経営を続けていくために必要な部分については企業会計で引き続き保有をしていくという考え方でございまして、特別会計と公営企業会計は、これは考え方が違うものでございます。したがって町への繰り出しではなく、公営企業会計でそれを保持していただくという形となります。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 何回も言いますが、剰余金の処分についての議決はどうなっているんですかということをお答えにならないじゃないですか。議決しないとイケないでしょ。しなくてもいいんですか。そういう決まりですか。議決をして初めてこれが処分がどういうふうに行けるかというのが決まるはずなんです、それで剰余金が先ほどから何回も申し上げるように、剰余金が生まれるのがわかったのは、令和5年3月31日以前の問題ですよ。わかっているのは。だから31日を迎えたら企業団のほうへ全部承継されるということ、それは書いてあります。ただその前に、さっき課長おっしゃいましたけれども、決算を迎えてないからわからないじゃないかというような話ですが、それは我々もそうです。だけど、決算書を作るまでに昨年の19億という特別利益を計上しようとした、予算でね。結果的に9億9000万になったけど、そこでもうわかるじゃないですか。そこでなぜ剰余金が発生するのがわかっていて、それを町の中で考えていかなかったのか。先ほど課長がおっしゃるには企業団へ聞きました、総務省に聞きましたと。それはその次の段階ですよ。ここの中で処分ができなかったときはそういうこともあるかもしれない。ただここの中で話し合う機会はあったはずですよ。議会へ提示する

機会はあったはずですが。そこをしなかったのが怠慢。それを隠そうとして昨日からやっぱり訳のわからない答弁を積み重ねられますけど、全然核心に触れていないじゃないですか。どうでしょう。

▼【高橋委員：「私のほうも答え返ってきてないですよ」】

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 私が聞いたのは、公営企業団会計でやっていたのが特別会計で今、例えを言われましたけれど、今度企業団に移行したんですから、考え方が変わるんじゃないですかというお尋ねをしたんですけど、副町長が答えられたのは公営企業会計と特別会計の例を出してお答えをいただきましたけれども、それでいいんですか、認識は。そういう認識でいいんですか。企業団会計になったのは、特別会計と同じような、今の公営企業会計の例を特別会計で出されましたよね、私に。答弁されましたよね。そういう考え方でいいんですか。企業団に移行したのはそういう感覚で持っておけばいいんですか。町長、答えてくださいよ。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） まず決算、いわゆる金額の処分に関わるところでございますけれども、こちらにつきましては、令和4年度の決算が終了、そこを経ないと次の処分の営みに移れないということで、まずは決算。そしてこちらにあります建設改良積立金として後の企業団、区分会計をとって支出に充てられるものについてはその議会の議決を経なければならぬといった形となります。したがって、順序的には、まずは決算、そして企業団でのその処分の議決に至ってまいります。その企業団の営みについては区分会計を堅持していただくよう、またその議決についてはしっかりと世羅町のものとなるようにそれは進めてきておるところでございますし、この後も変わりはありません。

もう1点、公営企業会計と特別会計の部分でございますけれども、公営企業会計につきましては、本来水道事業そのものが甲世水道企業団から公営企業会計として脈々と引き継がれております。過去その組合から企業団に変遷し、また合併を経てこの時期に至るまで、公営企業会計としてずっと脈々と、過去からの減価償却、それに見合う建設改良積立等は継続して行ってきておいて、この考え方は変わってきてないとい

ろでございます。この公営企業会計がさらに県の公営企業会計に引き継がれるという形でこの考え方は以前から変わってきてないところでございます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） だめです。はっきり申し上げてですね、昨日町長おっしゃいましたけれども、企業団の設立に向けて世羅町議会は承認したじゃないか。全会一致で承認したと。だから負債も資産も全部持っていくよというのをあなた方知っていたでしょと昨日おっしゃったわけですが。ただ、今の副町長の答弁によりますと、決算を経ないとその数字は出てこないよとおっしゃいました。そうです。我々もそれを初めて今回伝えられた。じゃあ、判断する時間は与えられなかったということですね。だからそういうことが起こりうるかもしれないよということなぜ令和4年度中におっしゃらなかったんですか。その説明をしないというのもこれは怠慢ですよ。なぜそれが、もしわかっていたのならですね、わかっていましたよね。先ほどから何回も言うように、19億の特別利益を計上し、9億9000万の決算が出て、それをどうするかというのは、考えられたはずですね、1年かけてね。結局こういう形に持っていった。それまでに先ほども何回も言うけども、なぜ世羅町内で考えていかないのか。なぜ企業団へ相談しないといけないのか。おかしいでしょ。まだ企業団に入っていない状態で。いかがですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。まだ企業団に入っていないのに企業団のことばかりをというお話でございますけれども、昨年度は企業団の準備期間の1年間でございますして、会計につきましてもその他システムとか、工事等につきましても調整をしてまいっているところでございますけれども、そのなかである程度の中の統一ということは企業団の中と各市町の中での話し合いはございましたので、そのなかで行ってきている協議の一つだと認識しております。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） もう1回、副町長に言います。考え方が今、脈々と、8億9000万の考え方が脈々と甲世簡易水道と世羅町が世羅町公営企

業になったときと、今度は県の企業団になった、これちょっと違いますよ。なぜかと言うと、どっちが主になるか考えてください。甲世のときに、世羅町がやりますと。世羅町公営企業になったときは世羅町が建設改良費もそのような感覚で積み立てていく。それは勿論です、うちで。今度は逆に言ったら、世羅町でなく 14 市町で構成する企業団に出るわけです。向こうが主になる。全部承継するんですから。同じような感覚で、同じような脈々という感覚は違います。甲世のときから世羅町の公営企業としてやるときは、それは今の考えでいいと思います。このままいいと思います、考え方は。ですけど、ここから企業団になるときは考え方は違うと思いますけど、これは同じだという発言は私、ちょっと違うんじゃないかと思います。もう一度その点、お伺いします。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。私の答弁が充足をしてなかった、また表現に少し不穏当なところがあったとも質疑いただいて感じております。

私が申し上げたのは減価償却、また施設更新に考えていく場合の金額の流れについては同じ考えがずっと続かなくてはなりません。委員ご指摘のように、この更新に関わります元手となる資金についての世羅町だけで回していくということと、企業団の中で動かしていくというのは、ご指摘いただくように考え方は違ってまいります。その部分だからこそ、区分会計を基に、しっかりと世羅町のものは世羅町から承継したものは世羅町にしか返していただかないと。これは変わらずに続けていくものでございます。

○委員長（松尾陽子） 4 番 矢山 武委員。

○4 番（矢山 武） 監査委員が指摘をされておったということから、広島県水道企業団に変更して、執行部としては今後の設備投資、更新に使われるという説明だったんですが、前に世羅と甲山で企業団のような形で運営をしていた当時のことから考えると、どのような継承がされているか知りませんが、少なくともこのことによってこれまで繰り返し執行部において世羅町のためにと言われておるんですが、2 か所の浄水場で上水を供給するというような大まかな考え方をこれまで説明を受

けておったんですが、ここで正確にはわからないにしても、現時点での程度の事業になるか、町長が大まかに言われたかわからんですが、そこはやはりここへなんぼ、ここへなんぼというのはなくてもいいが、全部さかえ浄水場を更新をするんですか。それほどの年数は経過してないというように思うんです。供給範囲は大きく広がるわけですから、そこに伴っていろんな関連工事が必要だというのはわかるんですが、その点は今年度どういう作業を進められるか理解してないんですが、10か年くらいなら10か年くらいでこのように進めていくという考え方も明らかにされないと、大丈夫です、施設更新に使われるというだけでは私は納得できないですよ。ですからそこは、企業団を設立したことに賛成したという云々という点は、国の補助によって事業が進めることができるということで世羅町だけでやるよりも経費が世羅町の財源が少なくて済むという認識でおったんですが。そこらをきちんとされないと、このままの状況でわかりましたということには私はならんというように思うんですが、町長の考えをご答弁いただきたいと思います。

○委員長（松尾陽子） 町長。

○町長（奥田正和） 今回、県の企業団のほうへ加入するなかでの説明不足というのは、他の委員からあったように、まだまだ足りてなかったのかなと思います。現状世羅町がまずこの県の企業団に入った目的としては、先ほど委員おっしゃっていただきましたようなさかえと目谷ダムの農水と厚労省の水を一体的に管理できるようなシステムをしていこう。簡易水道の部分、今、運営している部分を廃止していける、そういった取組の中にいろんな費用がかかってまいります。その時点で国の補助を受けるとなると町単独ではいただけない。そういった補助が県のご指導のもと、世羅町に対してそういう投資をいただけるようになります。そういったときに、世羅町が手持ちがないと、将来的な計画作りもできないということになってまいりまして、今回、世羅町で企業団をやり出した頃には、西世羅の広域的な水道事業をやってまいりました。そこで減価償却部分が大きく積み上がってくるという部分もございます。そういったところは将来的な負担を考える中で積み上げてきたということで、町から繰り出したお金が余ったということではございません。いわゆる

投資をしてきた資本的な部分を積み上げてきたということで、いわゆる起債部分もございます。公営企業でいうと、起債部分、利息、職員給与等を町が繰り出してそこで使うという一つの流れです。しかしながら減価償却していく部分については、余ったお金として捉えるのではなく、その企業団の内部において積み上げをしていくという流れになってまいります。世羅町としてもその説明不足というものは否めませんが、こういった県の企業団に入ったということで、将来的な流れはしっかりできていくものと認識しているところでございます。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 先ほどからずっと議会から話していることと、町長、執行者側が答弁していることがずっと堂々巡りになっている。そこを聞いているんじゃないんですよ。その理屈とその流れというのは何回も説明を受けたのでわかっております。ですからそのお金をなぜ町のほうに戻さなかったのかというのが監査意見でも出てます。ですからそこをはっきりと、戻さなくてもいいんだと。副町長の言い方であればこれは世羅町において使うんだから、このままおいておいても問題ないという見解でいいんですか。そういう答弁をずっとされてますから。ではご答弁をお願いします。

○委員長（松尾陽子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。この剰余金のまず原資となった財源というのが何なのかというところをまず考えないといけないのかと思っております。先ほど来説明してまいりましたとおり、この剰余金の元は減価償却費として現金処理が伴わない会計処理を行い、それを内部留保として貯めてきた。それは今後なり、施設更新等に使っていくものというものなっております。この減価償却費に見合います財源につきましては水道の使用料です。一般会計から上水道事業会計へ繰り出しを行っているものではございませんので、一般会計へ戻していただくというような処理は必要ないと考えております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 今、財政課長のお言葉を聞きますと、それはずっと減価償却の部分が積み上がったので、それがどこから生まれてきた

かというのをしっかりとしないといけないとおっしゃいました。ということは平成26年度以降、今の会計のやり方が若干変わってお金がそこで出てこないといけないのがわかったわけですね。となると、それは年度年度で剰余金として発生する可能性があったわけですね。その都度剰余金として発生するのであれば、その処分というのはいちいち議決しないといけないはずですね。そこについてはどうですか。

○委員長（松尾陽子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。私も公営企業会計、そこまで詳しくないところではありますが、利益剰余金につきましてはこれまでの決算でも発生してきたものと認識しております。ただしこの利益剰余金を他の科目で移して使おうとするときに議会の議決がいるものというふうに認識をしているところでございます。ちなみに一般会計からの繰り出しにつきましては、現時点、これまで基本的に人件費、それから元利償還金の部分にしか出していないということで、処理をしておるところでございます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 財政課長、それ確かですか。今までは、赤字だったから問題になってこなかったんですよ。赤字だったというのは減価償却部分が計算されてなかったんで赤字だった。ただそこを計算してみると黒字になっていた可能性がある。だったらその部分をあなたたちは怠ってきたのだから、最後の最後にわかったのだから、そこをわかった時点でちゃんとしていかないといけないのは当たり前じゃないですか。それ1年以上放っておいて今さらできませんと言っている。だからそのところをちゃんと答弁をしてください。

○委員長（松尾陽子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。決算上、最終的に黒字になろうと、赤字になろうと、減価償却費というものは法定耐用年数に見合った期間、毎年行わなければいけないものですから、減価償却は毎年行っておるというふうに、決算はしていると認識しております。減価償却を行った結果赤字になるというような帳簿上そういった状況もあるというふうに認識しております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） よく理屈がわからないんですが。今の剰余金が出たのも剰余金ではないんですか。今日ここへ挙がっているのも。積み重ねでしょ。ずっと答弁をなさっているのは減価償却部分だったんだと。これは利益じゃないんだよということをやっぴりおっしゃっておられて、課長、ちょっと今度違うような答弁をなさいますけど。今回の剰余金はそういう性格のものだよとおっしゃりながら、それは減価償却部分だから違うんだと。訳わからない。ここに剰余金として挙げていないじゃないですか。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。ご質疑いただきますように、答弁もさせていただいておりますけれども、重ねた形にもなるうかとも思いますけれども、決算書におきます様式、また所定の記載方法については剰余金という形になっておるところでございましてけれども、建設に関わります積立てにもつながっていくところではございますが、この部分については、積み上がってきた経過としましてこれは減価償却によって、これは将来の施設更新に費やすべきものの金額でございまして。その部分がこれから決算を行い、そして企業団においてその処分の決定をなされ、区分会計として世羅町に使っていただくという形になるものでございます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） ですからその建設改良費の考え方は、世羅が公営企業団でやっていたときにはその考えで良かったと思いますけれども、何度も言いますよ。9月に県の水道企業団になったときにはその考え方を変えなければならなかったから、こういう監査委員からの意見が出されている。それをずっと堂々巡りでやっていますよ。そのために指摘を受けているんじゃないんですか。そこが怠慢があるということ言われているんじゃないんですか。ですけど、同じ答弁しか返ってこないの、ずっと堂々巡りです。また同じ答えが返るんだと。町長理解されているのなら答弁いただきたいんですけど。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。まず監査、決算審査の意見としてそこに触れていただいております。まず、その審査の中で、いわゆる長期前受金等の償却処理がなされておらず、まとめた形として令和4年の当初予算に表してきたところ、そういったその時間がかかっている、速やかに処理をしていないという部分につきましては、対応の遅れ、またその処理の遅れについてはご指摘いただくとおりだと受け止めております。これを毎年、表してきたときと比較をすれば、このような大幅な金額の表記ということには至らなかったと。そこはご指摘を重く受け止めております。ただ、この扱いにつきましては、重なりますけれども、特別会計の考え方によらず公営企業会計の考え方として答弁もしてまいりましたけれども、公営企業においてこれは持つておかななくてはならない減価償却に伴う引当金の要素を持ったものでございますので、これは新しく移行する県の水道企業団へ承継をし、区分会計としてこれは適切にまた世羅町に限定して使っていただくという姿勢は変わらず執り行ってまいりたいものでございます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番(上羽場幸男) ですから世羅町への繰り出しはもうできないと。そこはもうはっきりおっしゃるわけですね。でしたら、今ここの8ページの剰余金処分計算書、この表の中の下から2行目、建設改良積立金の積立て8億9000万、その下に処分後残高74万8980円、これは示されておりますけど、この建設改良積立金の積立てではなくて、ただの積立金というふうにしていただきたい。それはできますか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。剰余金処分計算書の建設改良積立金の積立ての欄のことですが、これにつきましては、剰余金の処分において建設改良積立金としている理由といたしましては、監査委員さんともお話しをさせていただいて、そのご指摘がございまして、今後使う予定の施設の統廃合のためであれば、ここの建設改良積立金のところへ特化して充当させたというのではないと、違うところへの充当があってはいけないということで、そこへ特化してということでご指導を受けたところでございます。

○2番（上羽場幸男） 区分会計というのは確かにはっきりしてます。これ持ち出して企業団のほうへ世羅町分の区分会計として積み立てる。だったら建設改良だろうがなんだろうが名前なんかどうでもいいじゃないですか。この名前をはずして積み立てておくということでも問題ないはずです。勿論一番いいのは世羅町の会計に戻していただきたいのが一番いいけれども、それもやる気がないようです。やる気があってもできないという判断かもしれませんけれども、だったら建設改良積立金でなくてただの積立金にしてください。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。決算書において世羅町の4年度の決算書でございますが、これにおいて建設改良積立金の積立とていう欄に書かせていただいているものについては、何べんも申し上げて申し訳ないんですが、令和4年の決算書ということで掲載はしているけれども、これを決定されるのは企業団と今後の企業団議会において決定されるということでございますので、世羅町の意向としましては建設改良費へ積み立てていただくということでこの欄に記載をさせていただいております。企業団といたしましても各市町の区分会計ということもございますので、各市町からの意向を汲み取った形で今後提案されるというふうに確認をしております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） だから建設改良積立という名前を消してくださいとお願いしているんです。できるんですか、できんのんですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 建設改良積立てのところへ使うということで町のほうは書かせていただいております。それを書かなければ、建設改良でないところにいくということがあってはいけないので特化した形ということで、それから先において企業団で決定されるところにつきましても、今後の施設の統廃合の建設改良に使うということでございますので、それはその項目に入れていただくものと思っております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 課長がどう思われようとどうでもいいんです。

だから建設改良というのをはずしたら私は仕方なくこれを認めますけど。この処分書の欄の建設改良積立金というのを消していただく。建設改良以外にも使えるかもしれないけど、それは建設改良にも勿論使えるわけじゃないですか。ということはこれがなくてもいいということです。

○委員長（松尾陽子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 町の例規の面でのご説明をさせていただきたいと存じます。公営企業会計の会計処理について世羅町の会計規程が定めてございます。その会計規程の中に仕分けの勘定科目ですとか、予算科目が謳ってございます。企業会計の積立金におきましては、その目的を定めるという形で規定されておりました、建設改良、減債積立金、修繕積立金という個別の用途を明らかにした形で積立ての科目が設定されておりますので、何も設定しない、委員おっしゃられました積立金という科目はございませんので、会計処理上はすぐにはできないという状況でございます。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） もう一度確認だけしておきます。堂々巡りが続きますので、この8ページの8億9000万円について監査委員が指摘した事項はまったくあたらないと。そのように町は答弁されていると。ここに読み上げたら世羅町に繰り出し、建設改良費が必要な場合は、その都度予算化して歳出する選択肢があったんだと。ですけど、町が聞かなかつた。監査委員が指摘しても。怠慢であると。こう指摘されているんです。そうじゃないんだということを町は言っていると。こういう理解でいいのか。ここがずっと堂々巡りになってます。監査委員が意見したことは違うと。そういうことできないんだと。我々がやってきた処理というのは正しいんだということをしっかり主張してください。

○委員長（松尾陽子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋委員言われましたように監査委員のご指摘というのはその都度監査のたびにございまして、今回決算で過去のことまでいろいろと書き述べてございました。令和4年度の監査をしていただくなかで、こういった記述があったというのは実際過去において特別会計においては繰出したものを、また返してもらうということはありません

た。しかしながらこういう公営企業会計で町が措置したものでないものをまたこちらに返してもらうようなものではないということを監査委員にもしっかりそこは言いたいと思います。ですから監査の指摘で余ったからお金を一般会計に戻しなさいというようなご指摘にはこれはすぐわない案件でございますので、監査委員のいくらご意見があったとしてもそれはできませんという回答になろうかと思えます。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 町が措置したものでないから返してもらうべきではないと言いましたけど、そこなんです。色がついているわけではないので、事業の収益で挙がってきたものか、出したものかというのはどういふ色分けでお話をされるわけです。性質が違うという、その解釈をもう一度ご答弁ください。

○委員長（松尾陽子） 町長。

○町長（奥田正和） 先ほど色がついてないと言われましたけども、財政課長申しましたように、町が措置しているお金ではないというところで、色分けというよりも、措置したお金ではないということははっきりそこでは言わせていただきます。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 28、29 ページの中で固定資産明細書があるわけで、先ほど来、減価償却費云々ということと言われるんですが、建物を建つ場合に起債とか、補助金とかいろいろ合わせてそれぞれ土地も買わないといけないんですが、いろいろしているんですが、その固定資産の中で、先ほど来、減価償却に該当するんだとか、正確にメモしてないんですが、累計でいくと50億余りになるんですかね。減価償却の金額は。更新というか、新しく金額の必要性の問題ですよ。先ほどの建設改良積立金の必要額がどのようになるかということも出した金でないというようなことを言われましたが、詳しくみないと、実際、減価償却を積み立てて更新する場合に一定に使うという考え方は理解できるんですが、補助金がない場合にはほとんど積立てたものが必要になってくるわけですが、そこから辺どういふ認識でやられるのか。整合性があるのかないのか。最初

お尋ねをした大まかな建設改良予定というか、浄水場の改修というか、そういうものをどのように見込んでおるんかということもお尋ねしたんですが、必要以上に積み立てる必要はないと思うんですよ。町長 20 億くらいと言われたと思うんで、そういう点では必要額かなというように今は理解しているんですが、そこらわかる範囲で、担当課でわかるんじゃないですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。企業団の今後の事業計画、これは勿論世羅町の水道がビジョンが基になっていたものを企業団化した場合にも持ち寄ってそれをまた協議いたしまして、今後の、特に 10 年間に交付金の対象となる 10 年間においてぐっと凝縮して行うものでございますけれども、大きく言いますと、以前にも説明をしていると思いますけれども、芦田川エリアのほうで言いますと、賀茂重永前田打浄水場の廃止をして、さかえ浄水場からの送水に切り替えるという形と、もう一つこれは町内 2 極化ということで、今、一つさかえの浄水場を本拠地としたものとして、今の浄水場の廃止をさせていただくのと、もう一つ西世羅黒淵の浄水場でございますが、ここからは津田、小国、津久志、水の別、大見浄水場の廃止等を考えておりまして、黒淵浄水場からの送水に切り替えるとなりますと、廃止ということになりますとその後のランニングコストというか、維持管理に関するものであるとか、薬品に関するものであるとか、人件費といえますか、人の行き来としましてもすべて回っていたものがかなり縮減されるということもメリットがございます。それにおいて整備費がこの時点では 7 億円ずつはかかるという形でありますので、ここですでに 14 億とありますけれども。それとまたさかえ浄水場の本拠地の中央監視盤等の耐用年数もまいりますのでそれらの取り替えには大まかでございますが 6 億、7 億かかるというふうな形でありますので、トータル 20 億程度ということになっていくと思われま。

○委員長（松尾陽子） 4 番 矢山 武委員。

○4 番（矢山 武） 大まかにわかったんですが、廃止をして、2 か所にするというのは前々から企業団設立の当時から言われてきておったん

ですが、その具体的な加盟している自治体の思いも早くやってほしいとか、最後頃でもいいとかいろいろあるかもしれませんが、きちっと調整して、早く取り付いたらできるだけ早いですが、どうしてもそれが難しいということになれば、10年後に完成というようなことになることもあるわけですが、そこら辺はどのように考えておられるんですか。来年からすぐということにはならないかもしれませんが。決まってないかもしれませんが、そこらどようになっておるんですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 現在、水道企業団として4月以降運用されておりますけれども、詳細についてはどの施設がいつということまでは把握をしておりませんが、すでに廃止できるところは廃止をして、次の配管を整備していくような形でさかえ浄水場からのものについてを先行して、もうすでに浄水場の廃止をした施設もございますので、そういった形で廃止をしたり、管路の準備をしたりということは今年からすでに取り掛かっている部分もございます。

○委員長（松尾陽子） 質疑の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。再開は10時30分といたします。

.....

休	憩	10時12分
再	開	10時30分

.....

○委員長（松尾陽子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどのご答弁の中でいろいろありましたけれども、副町長の答弁の中に、これは剰余金とここには表示しておるけども、しっかりとした剰余金ではないみたいな表現がありました。ということはこの決算書の中に書いてある剰余金という部分はすべて削除というようにとれるわけですが。この剰余金の処分計算書、これ処分をやめましょう。ただ繰り越ししましょう。残高で。それはできますか。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。この決算につきましては、企業団へ承継をされますので、企業団議会での処理という形になってまいります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで公営企業会計上水道事業会計の質疑を終わります。

次に公営企業会計の公共下水道会計について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 19ページの下水道使用料、2590万円について予定工事がかなり終わった段階で、この結果について、これまで繰り返し収支を明らかにしてほしいということを書いてきたんですが、先ほどのような形の公営企業剰余金処分計算書でいくと8ページになりますか。繰越欠損金が936万ですかね。基本的な収支の中で、自治体、一般会計のほうからの繰出等についても、一定の計算見込みを立てておられるのではないかと。金額もかなり大きいので、そういう点について決算にあたってどういう考えでおられるのか、お尋ねします。

▼【矢山委員：「いるだけはいるという考え方じゃないんかね。ちょっとそういう感じがする。」】

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。8ページの繰越欠損金につきましては、令和4年度で次年度に繰り越すということで、先ほどのような用途を特定してということではなく、繰り越しの欄に挙げさせていただきまして、次年度へ繰り越しをさせていただきまして、そこでの会計のほうへ入れさせていただくというものでございまして、余っているということではございませんので、次年度への繰り越しということで計上をさせていただいております。

○委員長（松尾陽子） 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 接続等も十分に進んでないという状況の中で、接

続にも努力するとかいろいろ言われておるわけですが、令和4年度について、資本的収入、支出のほうになりますかね、建設改良1億4000、

○委員長（松尾陽子） 何ページでしょうか。

○4番（矢山 武） 28ページです。1億4000万余りの工事を進めているわけですが、企業債の償還等について一般会計から繰り入れるのはやむを得ないとしても、最初にお尋ねした下水道使用料等、きちっと目標というか、必要な収支をとっていく場合に必要な金額、それらが、きちんと賄えるような、基本姿勢があるんじゃないかということで考え方をお尋ねをしておるわけですよ。計画に載っているの、配管をつないでいく工事をするんだという、そういうだけではいけないんじゃないかという考え方で、そこらの考えがあればお尋ねします。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 大変失礼いたしました。令和4年度の工事費でございますが、1億4413万4000いくらかということで工事費のほうを使っておるわけでございますが、こうした工事を着実に進めて第1期の終焉に向かっていっておるわけでございますけれども、先ほどのなかなか下水道の収益、使用料の収益が伸びてないのではないかとということでございますけれども、現在50%に満たないくらいの接続ということでこの間も説明させていただいておりますけれども、そういったところを今後本管が終わりまして、接続、末端に管のほうへ接続を進めてまいりますけれども、そうしたときに個々の接続に関する推進のほうをより多く今度は工事費のほうからそういった接続の推進のほうへシフトしてまいります、戸別訪問を含めまして、使用料収入のアップに努めてまいりたいと思っております。

○委員長（松尾陽子） 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） これまでちょうど工事をスタートして何年になるか知りませんが、その都度接続について、完成して、柵の設置をして、柵の数に対して50%ということだというように私は理解しておるんですが、計画に対して、下水道使用料が何%入っておるんですか。50%仮にして、5000万円くらいになればですね、かなりの部分がカバーできて、現在、負担金6500万円が、大きく減ることにはならんじゃないで

すか。わかるでしょ、ここ見ただけでも。しかも 3000 m<sup>3</sup>を処理するという当初計画からいって、あれだけの土地を取得して、処理施設を 1 個しか建ててない。こういうようなことでは、土地を高く売れば多少金になるかもしれませんが、やはり、将来に非常に大きな問題を残すし、また工事をどんどん進めておる地域で、接続可能ななかで、何%ですか、取水枡は本人の希望で設置をされておるんか知りませんが。関係戸数の半分も設置してないんじゃないですか、枡を。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。決算審査特別委員会資料として提出しております下水道加入率の推移というものが別冊についておるんですけれども、決算特別委員会資料として 49 ページ、資料番号 24 ということでございます。こちらを見ていただきますと、下水道加入率の推移ということで記載をさせていただいております。

先ほどご指摘がございましたように令和 4 年度の加入率でございますが、47%。50%を切っておるわけでございますが。これが年度の左にあるのが供用開始をしている所の世帯数でございます、その隣の接続というものが接続している所の枡の数ということでございます。これによりまして加入率のほうを算出しておりまして、このような表にさせていただいております、その下の加入件数、これは表をグラフにしているものでございます。

委員のご指摘ありますように、47%ということで枡の数で言いますと、まだ低いということでございまして、これについては整備率のほうで言いますと、面積のほうの整備率で言いますと 90%以上の範囲を整備してきておりますので、それでいくと加入のほうが少ないのではないかとご指摘だと思っております。

それについては先ほども申しましたけれども、第 1 期の工事が終わるようなときにきておりますので、これまでの未接続の方の接続の推進を今後行ってまいって、この接続率を上げて収益のほうにつなげていきたいというふうに考えております。

○委員長（松尾陽子） 4 番 矢山 武委員。

○4 番（矢山 武） 質問の仕方が悪いかもしれませんが、この 6500

万円 of 負担金が将来的にどのようなようになるような認識を持っておられるんかということをお聞きしたんですが。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。決算書 19 ページの負担金の 6500 万円の件でございますけれども、これにつきましては町のほうからの負担ということでございまして、人件費と元利償還及び下水につきましては、建設改良費のほうの 4 条分のほうの負担分もいただいているところでございます。どうしても下水道につきましては規模が大きく、それに見合う収入が取れてないというのは現実でございまして、ここにつきましては工事費の大小というのはございますけれども、基本的に人件費及び元利償還については同一な部分で、そこは基礎として進んでまいるものと思っております。非常にすぐにここが削減するということはないようにと思っておりますが、先ほど申しましたように、加入促進のほうを今後力を入れていくということで、ここは少しでも下がってくるように努力をしていきたいと思っております。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑はありませんか。

1 番 高橋公時委員。

○1 番（高橋公時） 公共下水道事業の 1 ページ、2 ページあたりから、営業収益また営業費用の、営業収益 2700 万円に対してどの程度費用等もかかるのかというのが報告では出されておりますが、ここら辺の考え方、基本に立ち返って水道事業の目的についてお伺いしたいと思います。

利益がこれだけしか上がってないものに対し、経費がかなりかかっておりますが、公共下水道を進めてきておる第 5 期に入ってきておりますけれども、目的というものを基本的なところをお伺いします。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 公共下水道事業につきましては、長年の計画として動いておりまして、そのときの情勢とも変わってきている部分もございますけれども、この下水道の区域におきまして生活排水の処理をし、河川のほうに環境のよい河川の放流水を作っていくという事で、計画的に目的としてはしております、環境整備の一つとしては、今後とも河川の水質につきましてはのより良い水質を担保していくということで

今後も続けていく必要があるものと思っております。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 平たく言えば環境、または将来的なコスト、ランニング、今世羅町では汲み取りもあれば、合併浄化槽もあり、下水道もありという格好でございますけれども、町が進めてきておるのは、この下水区域内で、新しく家を建てられたり、売り上げの件で話をしていますから、売り上げというのは利益のところ。先ほど49ページのところの加入率の推移を見ていただいても50%前後でどうしても伸び悩んでおるといところですが、実際に現在におきましても下水が通っている区域に新しく家を建てられたりとか、そうした場合には下水をつないでいただくというのが前提ですよ。選ぶ権利は住民の方にあるとは思いますが、そうした新築物件があったりした場合に、どういう取組をされているのか。たとえば昨今の例で言いましたら、新たに町道認定までされて、下水が通るような格好までされているのに、6件のうち4件は合併浄化槽、2件は下水といった、こういう状況が生まれてくる。なぜこういった状況が生まれてくるのか。企業の努力であるのであればそれは致し方ないにしても、ランニング費用、また町民にそれが返ってくるのは当然のことですよ。その費用というのは。下水につながればその分ランニングコストというのは多少は軽減されてくる。そのために合併浄化槽の補助も出していますよね。そこの町としての取組と考え方、ここがぐずぐずになっていけば下水事業は最初から最後までぐずぐずになりますよ。もう一度立ち返ってここの町の考え方、下水を引いている所に関して、住民が新たに家を建てる、もしくは建てられている方が新たに引き替える、下水へつなぐといところの町の考え方について教えてください。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。下水道工事が認可区域内で行われておりますけれども、その後には下水の工事が終わりましたら、その区域を終えて供用開始というものをしております。供用開始をしてあるところで、目前のところには本管が通って、その工事の中で公共枅を付けさせていただいたところにつきましては下水道法で3年以内に

接続をしていただくということが一つの基本でございます。それについては工事の着工時とか、下水の枡をどの位置につけるかというところで本人様と協議をさせていただくなかで、そういった制度的な話、法律的な話とそれから、あとはそれを接続していただけたら、補助の制度もございまして、そういった形を併せて説明させていただきまして、その範囲の工事をさせていただいているところでございます。

ご本人様の家を新築されるときのタイミングによっては、まだ認可区域内でも工事がきていないという所でありましたら、そのなかでは合併浄化槽を付けられている所もあることもございます。

○委員長（松尾陽子）　ここで委員の皆さんに申し上げます。一般質問にならないように、ページ数を挙げてどこの数字をということを明確にして質問していただきたいと思えます。

○1番（高橋公時）　先ほどから1ページ、2ページの売上げのところに関してと最初に言っているでしょ。聞いておいてください。言ってますよ。利益が上がらないのはなぜかというのを説明した前段で今、問いをしているんです。おかしいですか。聞いていてください。1ページ、2ページのこの利益の2700万と営業でかかっている2億1000万、このバランスが悪い。これに対して今、質問したんです。まちがってないでしょ。それについて質問しました。

○委員長（松尾陽子）　それではほかに質疑はありませんか。

2番　上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男）　17ページ業務のところを全部集約されているので、そこをご覧ください。下の事業収入に関する事項というところ、令和4年度下水道使用料2590万1492円。令和3年度が対比して横にあるのでそこを見ていただきますと、2581万2431円。それに対して、上の業務量、年間の処理量ですね。昨年が23万9514m<sup>3</sup>、令和4年が25万7206m<sup>3</sup>、その差というものは収益のほうに反映されるべきと思いますが、この収益ほとんど変わらないというふうに私は理解したんですが、たとえば1m<sup>3</sup>あたりの処理単価、料金ですね、これはどうやって出されてますか。

○委員長（松尾陽子）　上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えします。下水道料金につきましては上水道の使用の方と、併用の方と、井戸の方とかおられるんですけども、上水道の基本でいかせていただきますと、上水道で算出したしました量のほうのボリュームなんですけど、これに単価をかけて算出をしているということでございます。こちらに書いておりますのは、汚水量ということで、先日来ありましてけれども、これは汚水の処理をした量としてですので、ここの関係はございませんので、料金の差は出てこないということでございます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどおっしゃったのは、機器が故障していて確かな数字が出てこなかったということでありましてけれども、そのうえでこうやって決算書、こうやって数字を出しておられるわけですが、もし決算を迎える前にそれがわかっていたのではないかというような予測を私はしとるわけですけど、昨日の産業建設常任委員会では、12月には修理したんだよということでありました。それから正確な数字でないという決算書が出たわけですが、初日に町長の説明はいただきましたけれども、そのうえで、この差、いつからまちがっていた可能性があるのか。それをお聞かせください。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。機器の故障の件でございますけれども、先ほど質疑の中でございましたが、令和4年12月時点で放流計のデータに疑義があると思われて、精査点検調査を行い始めたのでございますが、そこでは仮設的に応急修繕での機器を付けておりました。これを正式な流量計に最終的に取り換えましたのが令和5年の7月末でございます。これにつきましては最終的に新しくなったものが正規な数量、今のところ1か月ですので変動がございますので、これについても正確と言い切れるかどうか、1年間のデータの蓄積を取らなくてはならないというのが本当のところでございますけれども、それで申しますと新しく製品としてできたものと比較したときに過去のものについては多かったのではないかという判断をしたのは7月の新しいものできた結果の後でございますので、徐々に流入量の数値が上がってきた

というのは、どこからというのがはっきりとはわからないところでございます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどの処理量の単価とつながってきます。流入量と収益で単価が出てくると思います。ただ基本料金とかそういった点があるので一概には言えないかもしれませんが、でもそこにつながってくると思いますが、大体どのくらいの単価でやりたいと思っておられますか。今の単価、たとえばですね、この処理量と今回の収益を計算してみるとですね、令和4年あたりは $m^3$ 単価、単純な計算ですから、基本料金とかいうのがわからないのであれですが、単純な計算でいくと、 $m^3$ あたり100円なんですね。単純に割ってみるとね、約ですよ。それでいろんな企業会計、下水道事業を運営されとるわけですが、それを基にされているのはまちがないと思うんですが、いかがですかね。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。今言われたのは決算書に書いております汚水量のところということでございますと、料金のほうへ反映しているのは、先ほど申しましたように基がですね、使用量のボリュームから算出しておりますして、そちらのほうからの算出に基づいて予算についても、翌年度予算についても計算しているということでございますので、放流しているところの水の量がですね、たとえば差があったとしてもそれが直接金額のほうへ影響するということとはございません。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 多少の差異があっても問題ないよとおっしゃいました。そこは大体日量300トンくらいで7月のときにわかったとおっしゃいましたけど、1か月のサンプルですから、非常に短い期間だから、それはある種の300くらいだろうというふうな予測。今回705というのが決算書に出てますね。日量で400あるわけですけど、これは、処理するときにかかる手間ですね、経費に影響するものですか、どうですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 先ほど申しました汚水量についてなんで

すけれども、まず一つは1か月のサンプルを取ったということで、日平均 300 m<sup>3</sup>という数字は昨日言わせていただいておりますけれども、それについてまだ最大汚水のときが540くらいありますので、取ったこと自体も300から500近い、そういったところの差が出ているのは一つ説明させていただきたいと思います。それでこれが汚水処理に関して値段的に影響があるかということだと思っておりますけれども、これにつきましては、たとえば汚水の薬品ですとけ、最終的には脱水汚泥を搬出して処分するんですけれども、この量につきましては実数で行っておりますので、当然使った薬品、出てきて処分すべき汚泥というものになりますので、極端に言いますとこの汚水量のものから算出しているものではございませんので影響はないと考えております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） ですから決算の金額は変動はほとんどないんですね。それはわかったです。ただこの決算書、予算書を作るのにですね、それが本当の使った量、薬品を使った量、汚泥の量、それは処理した量に比例してくると思います。そこはまちがないと思います。ただあなた方は予算書を作っているわけですよ。令和4年の予算が年間排水量が17万4000で作っとるわけですよ。それと金額はその17万4000に比例してなくて、2796万7000円という予算を作っていて、実際の処理量、これは実際の本当の処理量ではないので、金額だけを見れば、たぶん前年のもっと前の令和3年の12万m<sup>3</sup>の予算とあまり変わらない。ただ接続戸数が増えているのを加味してたぶん予算を立てられていると思うんです。だからこの予算書、決算書を作る段階でそこはわかったんではないかと思うわけです。私はですね。それはわかりませんでしたか。

だから何が言いたいかということ、こういう予算書、決算書が出ているのはもう少し真剣にやってもらわないといけんのじゃないかということ、を言えるわけですよ。羅列しただけですぐ私はわかりましたよ。金額は変わってない。何かまちがっているんじゃないかなと。徐々に増えている。ということは何か故障していると。去年の12月にわかったとおっしゃいましたけど、それまでにわかったはずだと思いますが、いかがですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。委員おっしゃいますように、数字を見ればここに出ているだけでも通常であると異常な数値ではないかということで疑いを持たなければならなかったということでございますけれども、この件とそれから流量計が異常があった件についての時期といいますか、流量計の異常がじわりじわりということで、たとえばアパートの接続がその当時ありましたので、そういったことよっての流入量の増加だろうというふうな判断をしているときもございましたので、ここについてはそれだけではなく、疑いを持った目で見ないといけなかったというのは事実でありますのでそこについてはお詫び申し上げます。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） そういうことをご理解いただいたらいいんですけども、収益がどんどん面整備をしているのに上がってない。先ほどのところに返っていきますけれども、売り上げが上がってない。簡単に言えばね。ということは、いろいろ大口のところをそこにつないだらいいんじゃないかなというようなことを過去にも各議員からいろいろ出たと思います。その大口をつないだら、この収支が改善されるという思いは誰も持っておるわけですが、その大口は処理量を超えているからできないというふうに答弁を何回もいただいておりますね。そこについては、その時点で、私さっき言ったのは、過去数年前からその兆候が出ていたから、処理量に誤りがあるのではないかという兆候が出ていたのに、あえてオーバーするよという表現を何度も使われました。結局、加入戸数は増えてはおりますけど、あまり増えてない。処理量増えた、オーバーする。たとえば給食センターです。給食センターをつないだらいかがですかというふうな私らは思いを持っておりましたので、そうすると、給食センターをつなぐと面整備しているところがつなげなくなるよということをおっしゃいました。その辺の考え方、どのようなおつもりでそういうことをおっしゃいましたか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。下水道の面整備につ

きましては、繰り返すようではございますけれども、現在第一期の認可区域内の所を実施しております。これは終末処理場のほうが 1000 m<sup>3</sup>で計画しております。加入率の状況に応じてこれまでも区域を広げて、今後の区域内の需用と現在のバランスを設定してまいっております。

学校給食センターのほうにつきましては、当初の計画区域外でございまして、現在ではその処理については、食品加工場としての処理とそれから浄化槽処理をしての河川の放流方式ということで計画をされております。下水道の当初計画と区域拡大をしてきたなかでもこれについては見込んでいないものでございまして、区域内の接続をまずは確実にやっていくということで、現在の最終的な認可につきましても 100%いったときには 600、700 m<sup>3</sup>というのが、m<sup>3</sup>数でございまして、それは許容をいくらか持っているのは、たとえば不明水であったりということの許容でございまして、ほかのところを入れるという範囲の許容ではない。それでまずは区域内の接続を確実にやっていくということで、第 1 期の拡大を、今後の拡大ということは今のところ考えておりません。

現在の浄化センターへの先ほど申しました 1000 m<sup>3</sup>の処理能力の中をまず、接続の推進に傾注いたしまして、接続について取り組んで、まずは第 1 期の計画をやり切りたいというふうに考えております。

○委員長（松尾陽子） 1 番 高橋公時委員。

○1 番（高橋公時） 1 ページ、2 ページの営業のところの収益 2500 万というバランスが非常に悪いから、この点について、先ほど上下水道課長の答弁に、認可区域内のみしか活動しないというようなご答弁いただいたんですが、それでも本当にいいんですか。先ほど来、同僚議員のほうから大型施設等の取組、接続等も考えて動かないとこの下水事業自体が破たんしていくというような認識にならないのかと思いますよ。この答弁の繰り返しはずっと何年来ずっとそういったことをして加入率も上がらないまま、区域内だけをやっていく、やっていくといっても接続が続かないというのをやっていく。この会計自体破たんしますよ。そこを何とか我々議会もチェックしながら、いかにこの数字の部分 2700 万が 5000 万、7000 万、1 億につなげていって、営業費用でかかっている費用の 2 億円等の負担等のバランスをよくしていくためにはどうするか

というのが一番の目的じゃないかと思えますよ。そこをしっかりと理解されて答弁されないと、ずっとこの下水道の会計というか、処理というのはぐだぐだのまま終わっていくと思えますけど、お考えをお伺いします。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。実際、下水道の収益、たとえば100%いったときに、この収支のバランスがすべて整っていくのかということになりますと、現在の状況ではそこはいけておりませんし、100%いったとしてもそれだけで賄えるものではないというふうな認識はあります。町からの当然、繰出金をいただきながらの経営をしておりますけれども、そこにつきましては、バランスで100%収入を得ようと思えますと、極端な話ですけれども、料金のほうへ反映してしまうということもございますので、それは水道は一つの世羅町のインフラとして世羅町の責任としてやっていっている部分でございますので、それについては営業努力によって加入をしていくのは当然でございますが、すぐに区域の拡大を変えていけるというものではないというふうに認識しております。

○委員長（松尾陽子） 3番 上本 剛委員。

○3番（上本 剛） 私からは監査意見の7ページの真ん中あたりなんですが、測定機器の故障により処理水量が過大に計上されていた状況があり、汚水処理量が低減すると。今後計画の再検討が必要であると監査委員が言われておりますが、壊れてないときの面整備は考えておられるんでしょう。そのときの考えと、今、機器が壊れていて、3分の1くらいになったときに計画自体が余裕になったわけですから、そのほうで世羅中央病院から北のほう、たとえば給食センターとか、小学校とかありますけれども、つなぐ検討というのがいるんじゃないかと思えます。公共施設というのは下水道につないだほうがいいと思うので、その辺の再検討が必要じゃないかということ言われているんだと思うんですね、ここで。そういう考えはないんでしょうか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。先ほどの答弁と重なってしまう部分がございますけれども、先ほど言われましたように、600、

900 だったものが 300 m<sup>3</sup>になったのであればそこには余裕があるんだから違う施設がつけられるのではないかということだと思っただけですけども、それにつきましては先ほど来説明しておりますけれども、終末処理場の処理量が決まっております、その 300 から今で言うと 540 くらいまでの動きがあるんですけど、その数量というのは当初見込んでいた範囲内の、エリア内の流入を見込んだ数字と今、符合しておりますので、それで計画を変えていくということになると、たとえばここを予定していたものに対して、違うところを付けた場合、予定していた区域内の方がやったときにやれない状態にはできないということでございますので、その計画については、第 1 期の計画をやり切るという、先ほどから同じことを繰り返しておりますが、その区域内の接続の推進を今後も行っていきたいというふうに思っております。

○委員長（松尾陽子） 3 番 上本 剛 委員。

○3 番（上本 剛） 監査意見の再検討をする必要があるのではないかとということでもしないということでもよろしいのでしょうか。考えないということでもいいんですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。監査意見でいただいております今後計画の再検討が必要であるということではありますが、機器の故障によっての件では、計画の再検討というのはありませんけれども、情勢とかによってはあるのかもしれませんが、機器の測定が違っていたから、じゃあ、入れましょうというところの考えについてはございません。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 担当課からの答弁に充足させていただきます。質疑全般にわたりまして、この公共下水道の最終的な稼働とその収支についてしっかりとバランスを取る形で事業を一定の第一期の完了を迎えていかななくてはならないというご指摘をいただいているところでございます。

機器の故障というところはお指摘をいただきました。この機器の故障については、排水量、浄水の送水の数量等とダブルチェック、クロスチ

エックしていくなかでどうもおかしいとか、そういった危機感を持って、緊張感を持って臨むことは必要であったと認識をしております。ご質疑いただきましたこれからの最終的な検討という部分は、これは必要になってくると考えております。この後のいわゆる面工事については数年で完了していく。それと併せて加入率をしっかりと上げていき、つなぎ込みもしていただくなかで、これからの実態はどうなのか、また都市計画区域と重複しているところもございますし、この後、立地適正化計画等々も、各種の組み合わせをしながらこの事業完了をどのように図っていくかというところは、いったん1から積み直すというところを検証して、この1期を終了していく必要があると認識をしております。ご指摘いただいております計画の再検討というのは、1期の事業終了に向けて精査をして、どういう形で終わるのがこの後の維持管理、また事業の継続について一番効率がいいのか、それを検討する必要があると認識をしております。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） そういった考えが今後の世羅町のマイナスになってくると。1、2ページの今の売上げのところからいきますよ。その関連でいきますから。そういう考えであれば、今やっている工事の考え方というのがもう1回は終わらせようじゃないんです。今、さまざまなこと今、起こっているでしょ。今の水道計のこともそうですし、先ほど来出ているこのままの利益だったらだめだと。バランスよくしていかないといけないことを皆さん考えているんですよ。今どき、公共施設につながることを先ほど同僚議員が言われましたけど、当然のことですよ。新たな事業をする、特に教育委員会聞いておいてくださいよ。給食センターつなぐことなんかでね、新たにどこの市町でね、こういったところのインフラで下水をつながない地域がありますか。常識を考えてくださいよ。その言い訳が、何かと言えば、 $m^3$ を超えるからという副町長の答弁ですよ。1,000  $m^3$ を超えてできない、ここ本当に聞きたい。1000  $m^3$ を超えてできないのか、区域外だからできないのか、今回のことで全部あらわになってできるようになったでしょう。今度利益も上がるでしょ、そしたら。プラスウィンウィンにいくところを、いやいや1回終わらせて、1期が

終わってそこから考える。こういう手間、全部うそになりますよ。議会に対して答弁したのは流入量が足りない、m<sup>3</sup>がオーバーするということ、で議会に報告したんですからね。ですけどそこはうそだったと。うそというか、機械が壊れていたと。つなげばいいじゃないですか、全部。なんでこんなに手間とコストと費用と町民負担を増やす将来的な構造を組むのか、まったく理解ができない。町長、答弁してください。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。委員ご質疑いただくところでございます。いわゆる上下水道課長からも答弁差し上げましたが、現在のこの接続等々につきましては、認可区域の中でのすべての住戸、またその区域にあるものの流入量をすべて計算をおこして、その中にあるものが新しく増える家屋等もこれからはございます。また集合住宅のつなぎ込みというのものもあるなかで、現在の認可区域についてはこの処理場能力に見合うものを設定をさせていただいているところでございます。そのなかで区域内におきましても新しく巨大なものがあった場合は、その後の区域内の住戸が発生した場合につなぎ込みができなくなる。そういったことも出てまいります。ご質疑いただいているところは効率性をしっかり高めていく、そして収支をとっていくというところにつきましては加入率をしっかりと推進をして、今あるものをつなぎ込んでいただくということをしっかりと進める必要があると認識をしておるところでもございます。機器の故障という中で、流入量、これについては一つの現在の流入量を客観的に見るなかでの部分が大きく故障をし、その数値がまちがった数値を掴んでいたところでございまして、これは機器の負担と浄水場の能力の判定にしっかりと寄与するものでございます。この認可区域の設定をしてある上限というものは、区域を定め、そこから流入をしていく量を定めておりますので、計測機器の今回の数字の差異と接続、また考えていくうえでの結論を導いていくところには直接は関連はしないところでもございまして、現在の区域をどのように考えるかというところは今一度しっかりと精査をしてまいらなければならないと認識をしております。

○委員長（松尾陽子） 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 副町長、考え方をじゃあ、尋ねます。これ勿論先ほどの1ページ、2ページの営業のところからいきますよ。収益を上げるという観点からいきますからね。委員長止めないでくださいよ。

今回ね、先ほども言いました監査意見書にどういつて書いてあるかと言いますと、汚水処理量が低減することから今後の計画の再検討が必要であります。これも無視ですね、今度は。この監査意見書も無視ですね。我々が言っているのは、先ほど給食センターの例を出しましたけど、1000 m<sup>3</sup>可能だというなかで300 m<sup>3</sup>しか稼働してないということを言われているんです。700空いている。これがそれなんです。汚水処理量が低減することから今後の計画の再検討が必要であると。しかし副町長の答弁では700空いていても、とりあえず、ほかの人が接続する、接続すると言ったら1000 m<sup>3</sup>になるから、接続がなくても、700は空けておくんだと、そういう話ですよ。ただ監査委員は空いているところがあれば、ほかのところを入れろと言われているんです。それで新たに接続可能な地域の方が接続するのであれば、次の対策で1000 m<sup>3</sup>足らなければ次の対策を取る。こういうやり方を進めていったほうがいいんじゃないかと。私もそう思います。ですけど、それはしないということですね。そこをはっきりと教えてください。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。委員ご質疑いただきますように、この計画しっかりと検証していくうえで、まったく今、認可区域外のものをつながないということにはならないと思っています。しっかりと検証したうえで、日量1000tが仮に超えるような区域設定をしますと、第2期の次の処理場を造らなければならないということも念頭に、それはまさに今度はその倍の区域を設定していかなくてはならなくなるかと考えております。おっしゃっていただきますように、精査をして、今の区域設定を1000tの処理場の規模に見合ったものを最適解を見出す必要があると、それは認識をしております。まったくこの後、変えていけないということではなく、慎重にこれは取り扱いをし、現在の処理場が一番有効に効率的に継続していける着地点を求めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑はありませんか。

2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 私も収支の面からお尋ねをします。現在決算資料の49ページにあるように、加入率というのは令和4年で47%、その時点で処理量が日量300 m<sup>3</sup>、これが100%になった時は、単純に考えて600ですね。余裕をみて800と。それでも余裕があるじゃないですか。だけどその余裕の部分は、あまり考えない。これ100%になったら超える恐れあるよとおっしゃいますけど、超えないわけですよ、単純に考えて。加入率100%というのも普通に考えてないんですね。というのが今、廃屋になったり、もと整備した部分、接続柵を設置しとつても、もう入らないという人がいらっしゃるのも現状ですから、そういったことも考えて収支のことを考えてもらわないといけんのんじゃないかと思います。いかがでしょう。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 先ほどの質問にお答えいたします。今、言われたように、100%でいきますと600ということですが、日最大でいきますと、どうしても変動がございますので、最大でいきますと800を想定していると。ということになりますと、運用自体を1000なら1000でいけるということではなくて、あつてはならないですけども、不明水という場合がございますので、処理場の施設が急に1000になったときにどういうふうな対応になるかということ、維持管理上の問題が出てきますので、それは設定としましては、800というか、600、700、608が先ほど言われた分の100%だったらそうじゃないかということなんです、それだけの余裕というのは、1,000に対しては必要だということで考えております。

○委員長（松尾陽子） 2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 過去にですね、データで見ますと日量が1000 m<sup>3</sup>を超えた日があると。それは何日くらい超えていますか。年間。1日だけですか、恒常的に超えていると、機器の故障は別だけど、故障している機器で1000 m<sup>3</sup>を超えたという日が何日かあったわけですか。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 機器の故障は別として。

○2番（上羽場幸男） 機器の故障は別として1000 m<sup>3</sup>というのがそれを出たわけでしょ。ここへ出ているのは。

○上下水道課長（市尻孝志） それは、はっきりわからないと言いながらも機器の、

○2番（上羽場幸男） それは別、1000 m<sup>3</sup>を超えたと表示しているのだから、それが何日起きてますかという。

○上下水道課長（市尻孝志） 連続ということではございませんけども、たとえば機器が故障しなかったとも言えないところもございませけれども、年に4、5回ずつはその時点ではございました。年間です、約でございませ。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

○副委員長（藤井照憲） 副町長の発言の中で少しお聞きしたい点がございませ。

2期計画へ大きな影響を及ぼすという発言がありました。この2期計画というのは膨大な投資を要すると。世羅町の人口はもう30年、40年先にはですね、今の半分になる。そのときに今ある下水道施設を屋上屋を重ねるようなことがあつてはならないと思うんです。ですから副町長の発言にあつた2期計画に影響を及ぼすというような発言は非常に慎重な発言であつてほしいと思うんです。もう今からは公共下水道という時代ではなくなってくると。なぜならば人口がいないんです。コンパクトなシティにしようというときにつないでおかないといけない所をやるという、これが大事なんです。コンパクトにやるときに給食センターは郊外の施設じゃないんです。中心市街地に必要な施設なんです。ここをやるというのが大前提だと思うんです。ですから2期計画に影響を及ぼすとか何とかいう問題ではない。そこだけ確認しておきたいんです。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えいたします。副委員長からのご質疑でございませ、私の表現が少し至らなかつたところもございませ。現在は3槽、当初の全体計画であつたものの、第1槽、1期の部分で事業を進

捗をし、その完遂をめざして、その検証を行っていかなければならないという時期に入ってきております。副委員長ご指摘いただきましたように屋上屋を架すということで受け止めさせていただくなかへですね、軽々に2期のことを考えるべきではないということで認識を私も持っております。現状の1期のこの施設をどのように効率良く、20年、30年後に続いていく施設でございますので、20年、30年後にどのような形を想定し、現在をどのように考えていくか、その部分をしっかりととらまえてまいりたいと、そのように考えております。各種事業等の年度の整合性が取れない場合もございますけれども、それは後年度にまたそれは対応していくという視野も含めながらしっかりとご指摘の部分は1から積み直しということをもって、この1期の屋上屋を架すという形にならないように再検証が必要であると考えております。この間のいろいろな機器の故障等、そういったすべてのデータがまだ取り揃わないところもございますけれども、しっかりとその内容を踏まえて、ここはご指摘いただきますように慎重に検討していかなくてはならない。これからのいわゆるコンパクトシティの考え方にも沿ってどのように整理をしていくか。区域変更で延びるということもあれば、その区域については考え直すということも出てくるところもあろうかと思っております。この後のしっかりとした検証、事業完了が目前に迫ってきているなかで、重要な判断をしていく面として捉えてまいりたいと存じます。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで「令和4年度全会計の決算審査」の質疑を終わります。

これから総括質疑を行います。

▼【「午後からに」】

今、お昼からというご意見が出ましたがどういたしましょうか。

〔「異議なし」の声〕

では、少し早いですがここで昼休憩といたします。

-----  
休 憩 11時40分

【総括質疑】

○委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 監査意見書11、12ページにも記載されておりますが、収入未済額、税については年々努力をされて、改善をされて収納率が国保税については県下トップというふうなことの報告をいただいております。他の返還金、それからその他のものについて、返還がされていない。これについての努力を一層していただいて、完全な返還収納にあたっていただきたい。このように思うわけです。なかにはですね、不用額、このことも12ページの7項で指摘されておりますが、6億700万という大きな金額。これはですね、2月に最終の補正予算を財政課長取りまとめて3月定例会で出される。3月補正予算はかなり財源の確保に苦慮するだろうと思われます。しかしながらこの決算をみますと不用額が8000万、款においては8000万。総務費から民生費、それから教育費までの間で8000万とか、1000万、2000万、500万とか、多額の人件費は精査してありましたが、物件費、補助費、扶助費、そのようなものがかなり多額であります。計算できるものは2月に見通しが付くものは人件費とか、あるいは扶助費、生活保護費とか、就学援助費、要保護・準要保護、そういったものの不用額も出ておりますが、そういったものは2月の時点で見通しが付くはずです。こういうものの不用額を一般財源の非常に窮屈な補正予算の時期に保有しておくというのは非常に財政課としてもしんどいなかでも苦慮されていると思います。これは令和2年からだんだん増えているという監査指摘をしてありますが、このだんだん増えているというのは日々の予算管理が正常にされているのか。少々怠慢が入っているのではないかというふうに私は感じております。

そこで普通建設事業については不測のこともありますので、ある程度の額は保有しておく必要があると思いますが、物件費とか、扶助費、補助金等はすでに確定をほぼしている時期であります。そういったことで

予算管理をするために各課の厳しい予算管理をしていただいて、不用額が6億を超えるような事態を招かないように、監査委員はこういうことはあまり指摘されないわけですが、かなり目に余ったのでしょう、指摘をされております。

それから今朝ほどから議論されております上水道、下水道について、下水道の関係では、約70%がまだ余力があるというふうな段階であります。令和5年度で計画は完了する年になっておりますが、このことで利用排水量が50%を超える見通しがない、そのような状況では最終年度の令和5年度に計画変更見直しをして、次の段階へ移って、今朝ほどから議論されておりますように、世羅小学校、給食センター、そういったところに範囲を広げて計画を見直す必要があると思っておりますが、このことについてお答えをお願いします。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） 全般的にまとめて私のほうからお答えをさせていただきます。委員おっしゃられますように、収入未済額等々について本当に目に余るものがあったんだろうということでございます。監査委員からも例年こういうところの記述はあるわけでございますが、特に今回、収入未済の関係では国営造成負担金のことは委員からもいろいろと指摘をいただいたところでございます。この額が減るというよりもここに載らないのが一番いいことでございます。それに向けてですね、鋭意努力はしてまいりたいと考えております。特に早く解決できるものについては、しっかり対象となられる方にしっかり話をしてですね、もっていくこと。そして併せて長期にわたっております国営造成負担金の部分については、計画をしっかりと組んで、その人の返済能力に併せてしっかりと組立をする必要があろうかと思っております。住宅関係の部分では、建設課長申し上げましたように、滞納部分は少し多めにいただくような努力もしてくれておりまして、そういったところがしっかり進んでいくように、私のほうも注視していきたいと思っております。

それと先ほどありました予算の不用額については、たいへんこれも危惧いただいております。介護保険、国保については、最終決算して持つておかなくてはいけない金額はある程度想定できるということにはなる

うかと思えます。ただこれもぎりぎりというわけにいきませんので、大体年度見据えてそれだけのものは持つておこうということになるかと思えますが、先ほどありましたような早目に補正予算で解決できる部分はやらなくてはならなかったことだと思っております。是非そこら辺をですね、財政課はもとよりですね、各それぞれの担当課においてそこら辺はしっかり予算の執行状況を見て進めることを今後においてはやっていかなければならないと思えます。

公営企業会計の部分で特に下水の部分について申し述べていただきました。認可区域の変更については時間がかかりかかります。しかしながら委員おっしゃられますように、将来見据えて、先ほど他の委員からもございましたように、そのところを認可していく方向性というものはしっかり持つ必要があるかと思えます。ちなみに世羅小学校はもうすでに認可区域内でございまして、これはつなぐことをもう計画してございます。その隣へ給食センターができるわけでございますので、将来的に先ほどはなかなかすぐにはということを申し述べたつもりではあるんですけれども、私のほうからもしっかりそこが認可区域に将来取り込めていけるように、しっかり地域の人口動態、そしてそれぞれの家の状況、新築、またさまざまな事業所の開設等々も見ながら、どこの部分へしっかり区域変更していけばいいかというのを出して、次の計画といえますか、認可の申請に当たれるように準備を進めていければと考えております。当面すぐとはいかないのが給食センターでございまして、前処理の槽はグリストラップとか付けます。それを流し込むわけでございますけれども、ちょうど認可を受けて流そうにもですね、その期間が間に合わないところがあって、このたびはそういう答弁になっているかと思えますけれども、本来であれば将来見据えてそこまで入れておけば、自治センターもまだ入っておりませんので、そこもしっかり見据えてやるほうが、過去のことを言ってもあれなんですけれども、将来設計には入れていきたいと考えているところでございます。

○委員長（松尾陽子） 10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 先ほど下水の関係で議論があったわけですが、下水の認可区域の中で住宅が新築されてきております。そのなかで合併浄

化槽を個別にやられるところ、認可区域であっても合併浄化槽を個別でやられるところ、そういうところは認可区域内のそういった事案については、町の合併浄化槽の補助金は出さない、基本的に。維持管理費の補助もしない、そういう基本的考えで、公共下水道へ加入促進へ誘導させる、そういう努力もしていただく必要があるのではないかと。それは制度的なことで執行者が対応していただきたい、このように思います。

○委員長（松尾陽子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。先ほどの認可区域内の補助金の件でございますが、認可区域内で直ちにすでに管のほうがいっているところの補助金というのは現在も出しておりません。勿論補助金も出ませんので、下水道への接続のほうのお願いと言いますか、推進をしてみているところでございますが、これにつきましては今後もそのような対応でいきたいと思っております。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 監査委員の指摘の中で、3点お尋ねをしたいと思うのですが、総括なので、できるだけ短く質問したいと思うんですが。

1点目は香遊ランドについての条例改正云々という点について、対応、指定管理者が弾力的な運営ができるようにということで、この点、必要なことだというように思うので、考えをお尋ねします。

2点目は、多額の維持修繕費云々ということで、このなかに、産直施設をという担当課長の答弁であったというように思うんですが、なかなか厳しいなかで施設運営をされているなかで、これを町としてはいいかもわからんですが、何とか維持しているものが維持できない状況になるのではないかという思いがあるんですが、このようなことについてどのように考えているのか。

それから最後の保育所に関わる推計が必要であるということが指摘されておるんですが、どの程度の推計ができるか。それによってどういう点が明らかになるかわかりませんが、この人材不足は待遇改善と併せて、それなりに希望者が出るような形になっていかないといけないんじゃないか。なかなか単町で難しい点はあるんですが、指摘をされている推計

について、もし行われておれば、この点をお答えをいただきたい。

○委員長（松尾陽子） 観光振興係長。

○観光振興係長（飯塚安生） まず1点目、監査意見11ページにございます香遊ランドの運営に関する条例改正等の必要性についてのご質問だと思うんですが、こちらにつきましては昨日もお答えをさせていただきましたと思うんですが、近隣の施設等の状況を見つつ、内容的には上限を上げていくという方向では考えていきたいというふうには考えております。

続いて12ページの産直施設の譲渡ということで、昨日ご説明させていただきましたが、その件についてのご質問についてお答えいたします。どちらの施設のほうも頑張っておこなっていただいておりますので、町としましても、今の施設がまだきれいなうちに譲渡ができればと考えてはおります。ただ単に譲渡するだけではないので、そういった仕組みづくりも考えていかないといけないのかなというふうに思っておりますので、そちらのほうはまだこれから検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（松尾陽子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは12ページの11番、児童減少の推移について、子育て支援課で推計をしている数字についてお答えをいたします。

世羅町第2期子ども子育て支援事業計画から見る児童の推計人口でございます。令和5年度、今年3月末での人数につきましては、これは未就学児童の推計でございますが、439名でございます。今年10月1日の実数は各施設に所属している児童は403名でございます。そして在宅の子どもは約100名弱と認識をしております、大体の未就学児童、在宅と施設に入っている子どもたち合わせて500名の状態です。それを令和8年度まで推計を行いましたところ、8年度の3月の推計が376名と推計をしております。小学校も含めました児童数も令和9年度には約10%減少するものと推計をしております。このように10%程度、5年後、6年後子どもたちが減少するものと見込んでおるなかで、保育士の人材について、そして施設の状況についても年度を目標に、何

年か先にはこういうような計画も立てていく時期であると考えております。

○委員長（松尾陽子） 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 監査委員が指摘をされたことが絶対だということではありませんが、それなりに財政運営上問題があるのではないかとということで指摘をされておるので、正面から受けて検討される必要が私はあるというように思いますので、それぞれいろんな問題はあるかもしれませんが、改善を図っていくべきであるというように思うところです。

午前中に出ていて、多少触れたんですが、2点について総括として公共下水道については、これまでも繰り返し同じようなことを言ってきたんですが、将来の収支計画をきちんと示して、そうしたなかで、どう運営をしていくべきかということを考えながら、先ほどの答弁の中では拡張というか、新しい計画云々というようなことも言われたわけですが、せっかくの施設が遊ぶということでもいけません、基本的には私はこれまで繰り返し言ってきたように、3000を2000に変更してかなり区域を縮小して、1期工事でやめるんだというような話ですが、前の副町長は今でも大変なのに、できないというような感じで繰り返し言われましたが、それなりの手続きを経て減らしているわけですからね、きちっと計画変更をして、ちょうどどの地域が2000㎡だったかというのは正確には記憶しておりませんがね、それはやっぱり公共下水道計画区域になっておったわけで、そこを一方的に加入が少ないからというような理由や財政負担が多いというて、どこらを基準にするかいろいろありますが、一方的に変更、行政の都合で変更するというのは私は問題があるというように思います。

見直しをするということになれば、やはり何年前だったか、合併後一定の時期であったと思うんですが、議決をして、それなりの手続を取られているというように思うんです。それをそのときの変更した計画をどのように認識をされておるのか。

また上水道についても、きちんと事業計画、企業団になっているので基本的には企業団が全体の加入団体の中で調整をしていくのかわかりませんが、やはり町の負担が一定に必要なようになってくるのではないかと思う

ので、大部分が現在の9億くらいでしたか、その金で対応できるということになったとしてもですね、きちんと事業計画を示しながら町の負担、また収支等についても、これも人口減少が進み高齢化が進む中ですから、一定の収支計画を立ててそのなかで合理的な事業の推進を図る必要があるというように思うんですが、これらの2点についてお尋ねします。

○委員長（松尾陽子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 矢山委員からのご質疑に私よりご答弁を申し上げます。大きく3点をいただきました。

1点目につきましては、監査委員からの審査意見について真摯に受け止めていかなければならないというところでございます。この間、さまざまにご質疑、またご指摘をいただいたところでもございます。これはこの決算審査特別委員会の場に関わりませず、ここにいる説明員以外にも職員全体で共有をし、これは浸透していかなければならないと受け止めさせていただいております。世代が変わり、また時期が変わったときにそこをやはり踏まえておく必要があると思っております。指摘事項、またご意見、審査にあつたての部分につきましては、職員間でしっかりと共有をしていくものと認識をしております。

次に2点目でございます。公共下水道の部分に触れていただいたところでございます。詳細な答弁等もやり取りをさせていただいたところではございますが、この時期にあたりまして、この後、一番危惧いただいておりますのは将来にわたっての収支継続性について、担保できる形で終わっていかなくてはならないというところのご指摘をいただいております。

この件につきましては町長からも答弁申し上げましたけれども、やはりこの事業の一つの節目、この1期事業、現状の形をどう整理をして、永続できる状況に持っていくかという、改めての精査とその旨によっての変更が必要であるという認識は持つておるところでございます。どの方向へどう延ばしていくか、費用対効果も踏まえながら、これはしっかりと吟味する必要があると思っておりますし、その方向性については、議会へも説明をさせていただきながら事業のひとつの区切りをつけていく必要があると認識しております。

次に上水道でございますけれども、この件につきましては広島県企業団で執り行うということに移行してきているところではございますけれども、町といたしましてもその窓口となります担当課は上下水道課で承っております。企業団の事業執行につきましては町でしっかりと把握をさせていただきつつ、都度、また年間等の動きもわかってまいるところでもございますし、県の企業団議会でもその審議もいただくところでもございますが、その情報は町でも共有させていただいて、報告させていただきながら進めていく必要があると認識をしているところでもございます。いろいろとさまざまな計画、また状況につきましては、やはりオープンにさせていただきながら状況を報告しつつ進めさせていただきたいとそのように重く感じておるところでございますし、努めてまいりたいと存じます。

○委員長（松尾陽子） そのほかに質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（藤井照憲） 2点ばかりお伺いしたいと思います。

まず一般質問でも申し上げたんですけれども、移住定住の施策の新たな展開があるのではないかとということでございます。移住者の質問をしたときに、69世帯、167人と、こういう回答をいただいております。この内訳を見ますとIターン62世帯 Uターン7世帯。特に世羅町に住んでまた世羅町に帰ってくるという人は1割しかいないと。これは定住施策が何か欠けていると。本来なら親元に帰ってですね、事業するというのはいくらでもできるんですけれども、やはり若者の心理状態からすると、もう少し自由な時間がほしいとってちょっと町に住んでおるとですね、帰れなくなる。そういった状況があると思うんです。そこら辺をしっかりと町の施策で補わないとIターンは増えないと。せつかく世羅町で教育してりっぱに育てても、その実力は町で、他の市町で生かされる。そうじゃなくて我が町で生かしていただきたいと。そういう意味ではIターンよりもUターン、これらを優先するような施策を取り組んでいただきたい。特に既存の要綱等でですね、移住定住者のしほりがありますけど、これらを0からスタートしていただきたいと、このように思います。

それともう1点は、深刻化する財源不足、これについてお伺いしたい

と思います。町が16年に合併して単純に引き算すると18年になるか  
と思います。旧町から引き継いだ財産、そろそろいらないところは切り  
捨て、新たなものは先ほど来ありますようなコンパクトな町をめざした  
施策への移行、これらが必要に思います。とにかく行財政経費を可能な  
限り抑制して、メリハリのある行財政運営を行うことが重要と考えてお  
ります。そうは言っても、人口減少とか少子高齢化、これらが進んでい  
るわけですから、行財政の効率化だけでは補えない。こんな部分もあろ  
うかと思っています。新たな財源確保とか、民間資金の活用など資金調達  
の多様化も進めなければならぬと思います。そういう施策をやろうとす  
るときに、一番大切なのは、公共施設のマネジメント、これを導入する  
必要があるかと思っています。公共施設を経営的な視点から、施設の総量、  
老朽化の度合い、更新コスト、利用状況、これら個別の施設の具体的な  
対応策を検討する必要があると思います。

また財源不足への対応としても多様化、高度化する住民ニーズへの適  
切な対応も必要となってまいります。財政面や人材面からも困難になり、  
官と民が役割を分担しながら連携して、公共施設の管理や公共サービス、  
これらの提供を維持する必要があると考えます。そこで町の活力を維持  
し、町民の幸福度、満足度につながる行政サービスを継続するために公  
共施設のマネジメントの導入の是非、並びに指定管理者制度の抜本的な  
見直し、これらに対するお考えをお伺いします。

○委員長（松尾陽子） 町長。

○町長（奥田正和） 副委員長からいろいろとご示唆をいただいたと  
ころでございます。考え方としては私も同様でございます。これまで移  
住定住施策頑張ってきたところではございますけれども、なかなか地元  
建築業の方を利用ということで進めてまいりました。しかしながらそう  
いったところが今、事業されなくなっている状況もあったりですね、途  
中では予算が足りなくなったという状況もございましたけれども、現状  
ではあまり前に進んでないということで、このたび私も考えていますの  
は、やはりUターンへどういうふうに力を入れていくかという考え方だ  
と思います。やはり世羅町に住んで通えるという、委員からのいろいろ

なご示唆もあるなかで、通勤等に関する補助もやってまいりましたけれども、それだけではなくてですね、やはり住んで暮らして世羅で子育てを行っていただく、そういう枠組みと一緒に考えていく必要があるかと思えます。

先ほど保育所の施設等々、民間の関係も出ましたけれども、以前合併当時は在宅保育のほうへかなり行政も進んでいたという状況があります。しかしながら働き方といいますか、やはり就労をしたい方々、また子育てがなかなか家でできない、いわゆる祖父母による子どもの見守りができないというか、核家族化している部分と併せ持って、やはり施設保育という形が進んできたわけでございます。こういったところとしっかりリンクさせるなかでですね、Iターンはもとよりですが、Uターン戦略をどうやっていくかというところは今年度含めて課題であると考えているところでございます。そういった予算化についてもいろいろと考えてまいりたいというところもあります。

それと併せて2問目にいただきました今後の公共施設のあり方なり、資金調達のあり方等々ですね、これまでどおり同じことをやっているはいけないということではですね、いろんな面で公共施設の削減という部分だけでなしに、活用についてもいろいろと内部では議論しております。委員からさまざまなお意見をいただいております。しっかり公共施設を活用していろんな賑わいも持っていただくことが必要でありますし、施設維持ということではかなり老朽化した部分も今後どういうふうに集約していくかというところが必要になろうかと思えます。

先ほど給食センターの話出ましたけれども、やはりそういった調理する場所が狭隘でかなり厳しいということもあって、給食センターでそういったところを取り組んでいこうということ。また今後について、そういった施設の耐用年数等過ぎているもの等、どういうふうに関後やっていくかというところはですね、必要になろうかと思えます。

それと指定管理のあり方を見直せというご意見をいただいております。私も同様に考えております。なんでもかんでも指定管理してしまえば、ずっと費用を払い続けることになろうかと思えます。うまく運用していただくためには自由が利くような、そういった公共施設を譲渡なり、ま

た活用なりをするという流れに持っていく必要があるかと思えます。国から指定管理の流れが舞いこんできましたけれども、今後についてはそういう形ではなく、施設をいわゆる委員が言われるコンパクトシティ化、各地域でそれぞれがですね、同じものが何個もあるのではなくてですね、新たなリニューアルをしていく必要があるし、今後の活用で不用なものについては早急に計画を立てて壊すなり、民間に渡すなりという流れに持っていければというふうには考えております。なかなか官民連携というところでは厳しいところもありますけれども、世羅町へこういう事業をやっていただく、サテライトオフィス等もありますけれども、世羅町でしっかりそういった事業を行える場所を提供できるような今後についても、立地適正化計画等々もしっかり行っていくなかに、よそのまねをするのではなく、世羅町でどういうことができるかということを経営委員いろいろご示唆いただきましたので、そういう流れにつなげていきたいと考えているところでございます。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑ありませんか。

1 番 高橋公時委員。

○1 番（高橋公時） 私のほうから総括質疑ということで奥田町長にお伺いいたします。

2 日間にわたります決算審査特別委員会で委員の皆様からたくさんのお意見が出たと思えます。今回 123 億円という一般会計の総額、3 年度が 133 億円ですかね、10 億円ほど高い金額ですけれども、大きな事業で言えば光ファイバだったかなと思えます。その分がない分、123 億円と、10 億円少ない感じでの最終の決算ということになりました。引き続きですけれども、奥田町政 3 期目に入りまして、まだまだ令和 4 年もコロナ禍でありました。ですからできない事業というものもたくさんあったかと思えます。町長が得意とされてます奇抜なアイデアもまだ発揮ができないところであったかと思えますけれども、特に一つ聞きたいのは、この決算審査で各担当課からも出ておりましたけれども、紐つき予算というのではないですけれども、この事業に対して出てくる国からの予算、県からの予算、紐づいたような予算。それ以外にもコロナ禍でありまして、コロナの地方創生臨時交付金と、こういった予算が出て、そういった割

振りを考えながら、この令和私4年度、さまざまな施策を作ってきたときには議会に反対されたり、いい政策もあったかと思えますけれども、町長が自分でこういうのをやろうという、コロナ禍なので、発想がなかったかと。ちょっと残念なのは多目的スポーツ、これを町長、一丁目一番として2期目に掲げておってとん挫した。このとき町長の目は輝いておりました。しかしコロナ禍と共に元気がなくなったかなと令和4年度も思うところでもあります。この令和4年の事業の中で特に町長、金額大小ではありませんけれども、私はこれに力を入れたよというのがあれば一つお聞かせ願いたいのと、もう1点は、本日長時間にわたって議論されました、意見が出ましたけれども、公共下水道についてでございます。先ほど来、さまざまな委員の方がおっしゃっていただきましたけれども、将来的に町長もご答弁いただきました。区域外の施設も認可に時間がかかると言えども、先ほど来、給食センター出てますけれども、令和7年運用には少々時間もございますので、早急にここは動いていただきたい。その他にも自治センター、小学校はつなぐということも言ってらっしゃいました。こういった公共施設認可区域外のところでありましても、公共施設がある昭和町一帯の場所は、一定に計画を変えて動ける分は動く。町のほうも計画変更して動くのは必要ではないかと考えております。700 m<sup>3</sup>空いていると。これも調査は1か月しかしてないということではありましたが、昨年12月から機器を業者のもので対応して量っているなかでは、300 m<sup>3</sup>程度が6か月、7か月出ているから、ほぼほぼまちがいが無いといっても、正式に、副町長が言われた機械を町のほうで購入して付け替えて検査したのはまだ1か月だと。それが300 m<sup>3</sup>なので、正式なところではあろうけれども、まだ検査不足だという産業委員会の話ではありましたが、一定の数字はもう出ていると思います。ですからこういった1000 m<sup>3</sup>に満たない活用というのも、これも計画を変更して動いていかなければ、せつかくのこの公共下水道の計画というものも無駄に終わってしまわないように、有意義に使っていただきたいと思います。この2点について大きく伺います。

○委員長（松尾陽子） 町長。

○町長（奥田正和） 令和4年度の予算の中身についていろいろとお話

をいただきました。しかしながらこの3年間続いたコロナという部分は町の新たなことをやっとうこうにも厳しい部分がありましたが、しかしやろうと思っていた事業に対して国からの臨時交付金で対応できた部分があるということで、町の予算を使わなくて済んだ部分がそちらに回せたというところはですね、かなり町としてはメリットがあったと思います。しかしやはり一生懸命何かをやろうとすると、人が集まる事業というのはできないということはありません。しかしながらこの令和4年度については今高野山1200年事業をいろいろと取り組もうということで、町が何か起きるのではないかとというわくわく感が出てまいりました。しかし5類以降ですね、そこからでないとなかなか人の寄りができない。今年度については大きな祭りもできている状況であります。しかしながら世羅町という立地は自然豊かな所ということで観光振興にもしっかり選んでもらえるような場所がまだまだ今から次の展開が必要だと思っていますし、観光というのはなかなか浮き沈みがありますので、それに伴って世羅町めざして、先ほど言いました、住んで良かったと思える、また来て良かったと思える所、そういったところのPRをしっかりとこれまでも取り組んでまいりました。なかなかPRといってもですね、大きなことはできておりません。しかしこの予算の活用の中では、一昨年度から食育にかなり力を入れていこうということで、子育て支援だったり、教育委員会だったり、さまざまところで食育事業についていろいろ取組を進めていただいていたいました。その流れとして給食センターという事業をまずスタートしようということで、大きく教育委員会に委ねたといえますか、建設課も含めて内部で検討してきたなかで進んでまいりました。これは急遽というよりもかなり過去からですね、やったらどうか、やったらどうかという声は出ていました。この米飯給食等についてもですね。やはり私は本当言うと、米の消費拡大から言うと、米飯やってしまうと家でご飯を炊かないのではないかとという危惧があったんですけども、そうではないところの食育を進めていこうということで、やはり家庭での朝食、早寝早起き朝ごはんの中の朝ごはんは大切だよというところで、頑張らせていただいているところであります。そのなかで給食センターが進んだというところはですね、私にとってはかなり大きな、光

ファイバに続く大きなお金が今回進められたきっかけとなった令和4年度でございました。

そのほかにもいろいろとやりたい事業があったんですが、できてないのが先ほど言われました多目的スポーツ広場に代わるものとして、リニューアルなんですね。いわゆる既存のスポーツ施設のリニューアルを今後はしていかななくてはいけない。ただ単に広場がいっぱいあるだけなんですね。それでは活用するにしても、なかなか子どもたちのサッカーするにしても、野球をするにしても、陸上のトラックが何レーンでもいいからほしいというようなところもあります。それは今後町の中で、どこかにまとめてやったらどうかという考え方を私、持っておりまして、あっちにもこっちにもではなくてですね、ここにこれがあつたらいいなというような感じ、特に今から中学校の部活動移行等の関連も出てきます。そうすると施設が充足してないというような考え方もありますので、そこら辺がどうリンクできるかというところが今からの流れだと思っています。

それと下水ですね。先ほど来申し上げました。委員のおっしゃることは本当にそのとおりだと思います。世羅町という人口1万5000を切ってしまう状況が今後どんどん1万人を切るではないかという危惧をされるなかに、やはり下水が本当に続けていけるのかというところが一番不安になってまいります。ではいろいろ広げていけばいいんだというものではないと思います。ですから先ほど立地適正化計画も含めて、ここにお住まいをしていただいて上下水とも完備、インフラできていますよという所へよそから来られた方にも空き地バンク等利用するなかで進めていきたいと思っています。そういうところを町としても取組のひとつが今後いると思っています。

それと実は農業集落排水、これが一番経費が今後リニューアルするのにいるであろうと思っています。ただこれについては、国からの指導で、公営企業会計にきなさいという、特別会計からですね、変えろということが出ています。これをするると減価償却費とか、またさまざまな会計の、あと料金、これが一番問題です。下水道は上水道の料金で計算をおこしているというのを先ほど言いましたけれども、そうするとペイしていこう

と思えば、上水道上げれば下水道も上がります。料金設定をどうしていくかというところが今からの課題になってきます。今、農業集落排水の料金に合わせて浄化槽の補助金額を計算させてもらってます。これを農業集落排水の料金を上げていくとなると、下水道と同じ料金にしていくとなるとですね、今度はいわゆる会計はそうですけれども、かなり料金が上がるということで、その地域の方から言うとはですね、上がることはまかりならんというような声が出て、ただこれはやっていかななくてはいけないということをしつかり説得していかないと、いわゆる利用料、使用料でペイできるような、少しでもですね、そこが差が埋まるように、今から進めていきながら、今後は料金改定というひとつ大変な作業が残るのではないかと考えています。これはなかなかですね、議会からもいろんなご意見、町民からいただくことになろうかと思っておりますので、そこのご判断についてはいろいろ協議をさせていただければと考えているところでございます。

○委員長（松尾陽子） ほかに質疑ありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 総括ということで2点ばかり町長の概要説明の中でお尋ねしたいと思います。

1点目は広島中央フライトロード整備促進というのが触れられておりますが、現在、432の改良が止まっているのではないかと考えるんです。どういう状況になっているのか知りませんが、こういうなかで既存の道路はストップしたままで新しい道路を進めるということで、どうなのかなという思いがあるんですが。この432の改良はどのように考えておられるのか。

もう1点は、観光に関わって、新たにオープンをした外資系ホテルなど、観光事業者との連携により進めていくということですが、現状、どのように、考えているか。これから外国からも人が日本へ来られる状況が進むんだらうというように思いますが、こうしたなかで世羅に呼び込むことができるのかという点をどのように町長として考えておられるのか、2点についてお尋ねします。

○委員長（松尾陽子） 町長。

○町長（奥田正和） 私にしっかり 2 点について答えろということでございます。

まずフライトロードの関係についてでございます。これは 6 市町で期成同盟会を作ってやっている状況はご存じいただいていると思いますし、議会からも出ていただいております。要望等にも各市町が一緒に行かせていただいております。今年度についても国の機関、県にも勿論行かせてもらいますし、あと残った全体の 24 キロのうち 10 キロの部分が供用され、14 キロ部分をお願いしています。これは大方の法線を近日中に県も発表されます。これは大まかなところで出ます。ただ県議会をいったん受けてこちらに回ってきますので、そういった情報が来しだいですね、議員にもお伝えしていければと思います。しかし言われるように 432 とのうまく連携がいるのではないかということです。現状、私が聞いている範囲では、1 か所、真ん中部分についてはお話が一応付いたということ聞いてございます。ですから今後についてはかなり前に進んでいくのではないかということは耳に入ってきています。これとフライトロードをどうつなぐかということもあろうかと思えます。いわゆる大和から 432、また世羅インター方面へのアクセスがうまくいくようにですね、どういうふうな流れ、あと文化財等の流れも今、調査いただいてそこで法線が決まってくるんだらうと思えますけれども、世羅町を通過するような、いわゆるコンクリートで上を通すようなやり方をしてしまうとですね、それは通過点になってしまうということもあるので、是非世羅町をいったんワンクッションをしていただけるような取組をしたほうがですね、今後は備北フライトとあって、上下から神石、また岡山方面へのルートもうまく活用できるのではないかということで、先般神石高原町がフライトロードのほうに入らせていただいております。これはまだ公になってないもので、私どもも承知してないんですけれども、是非ともですね、432 とうまく、またフルーツロードというところはよく活用されております。ですからフルーツロード、フライトロードというのが今、世羅町より以北の方はですね、使われている状況があるということ聞いております。その沿線にしっかり企業誘致、また住宅施策、さまざまなことがリンクしていくということが、町の将来的ないい展望になるの

かなと思います。

それと、農業生産が一番メインの世羅町が、ちょうど入口入ってきたらちょうど大きな圃場整備もかなり進んだなかで、いろんな農業をしっかりと見ていただきながら世羅の農産物を宣伝、供給できるような場所にもつながっていくというところで、かなり期待が持てます。

それと観光事業でございます。空港から近いという一つ利点はですね、ずっと訴えてきておりますけれども、今回、道の駅の隣のホテルについては、女子野球の世界カップが行われているなかに関係者がお泊りいただいている。おかげさまで外国メディア等も利用いただけるような場所になったということで、その点は結構ホテルとしても喜ばれています。ただそこで終わってはいけません。今後についてインバウンドをどう、マリオットというところはかなり観光事業も持たれて自分のお客様を持っていらっしゃると思いますが、ただ世羅町へ滞在していろんな所へ行くというような流れも汲んでいただけるものと思いますけれども、そういったところをうまく利用して、世羅で食、また観光、土産、そこら辺につなげていくというのが観光協会を主に頑張っていただいておりますが、飲食組合であったり、さまざまな事業者と連携を持つなかで、世羅町もそういったところへ入って話を進めていければと考えているところでございます。今後、空港でも海外便の便数が増えてきます。先般来、台湾についてソウル便、上海便等ですか。将来的にはいろんなところからでもJR使って世羅町へどう入っていただけるかというところも、これ空港頼みにするばかりでなく、立ち寄り場の一つとして進めていけるように、さまざまな観光事業者、特に今、農協観光入れておまして、官公庁の先般2つほどそういった指定をいただいております。このところをしっかりと利用するなかで、世羅をどういうふうに盛り上げていくかというところを頑張っていければと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これで総括質疑を終わります。

説明員の方には大変ありがとうございました。ここでご退席されて結構でございます。

ここで2時15分まで休憩といたします。

---

休　　憩	13時57分
再　　開	14時15分

---

【審査意見・採決】

○委員長（松尾陽子）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

これから、採決に入りたいと思いますが、ご意見はありませんか。

11番　山田睦浩委員。

○11番（山田睦浩）　決算認定にあたりまして附帯意見を附するべきと思います。

○委員長（松尾陽子）　ただ今、附帯意見を附してはどうかというご意見が出されましたが、附帯意見を附すことにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、附帯意見を附したいと思います

附帯意見の内容を整理しますので、ここで暫時休憩といたします。

---

暫時休憩 14時16分

（附帯意見整理）

再　　開 14時27分

---

○委員長　休憩を閉じて会議を再開します。

休憩前に付帯意見を附することが決定されました。　　3　項目の「附帯意見」（案）を配付しましたので、事務局長に朗読させます。

○事務局長（黒木康範）

附帯意見（案）

- 1　歳入における収入未済額、不能欠損額が依然として見られる。納税や負担金などの公平公正を図るために、これまで以上の収納に努められたい。

- 2 事業執行にあたっては監査意見を真摯に受け止め、尊重されたい。
- 3 決算審査の過程において指摘した事項については、十分に留意し公平公正な執行に努められたい。

○委員長 ただいま朗読したとおり、 3  項目の「附帯意見」を附したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声 )

ご異議なしと認めます。したがって、 3  項目の「附帯意見」を附することに決定しました。

なお、採決の結果が不認定となった場合には附帯意見を附することができませんので、ご了承ください。

これより採決に入りますが、採決に先立つ討論は、委員会では省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 55 号 令和 4 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 55 号 令和 4 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 56 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 56 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 57 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 57 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 58 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 58 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 59 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 59 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 60 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 60 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 61 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、議案第 61 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計決算認定については 不認定とすべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定については 不認定とすべきものと決定されました。

以上で、本委員会に付託されました事件の審議は全て議了いたしました。

委員長報告については、委員長にご一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

これをもって、本委員会を「閉会」いたします。

閉 会 14時34分